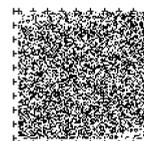
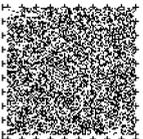


## 第5期和歌山市障害者計画

## 第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画





# はじめに

障害福祉に関する様々な法整備が進み、平成28年には障害者差別解消法が施行され、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市におきましても、「和歌山市障害者差別解消推進条例」、「和歌山市手話言語条例」を施行し、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らせる和歌山市の実現に取り組んでいるところです。



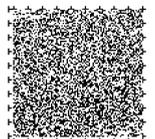
和歌山市では、平成27年に障害者計画、平成30年に障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定し、障害者施策の推進に取り組んできましたが、このたび計画の改定を行い、第5期和歌山市障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定しました。本計画は、障害者を取り巻く環境の変化や前計画での課題への対応を図りながら、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援していくための計画となっています。

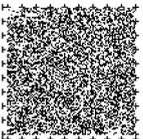
本市としましては、和歌山市障害者計画の基本理念である「ともに生き・ともに暮らせるまち わかやまし」に基づき、更に障害者施策の推進に努めてまいりますので、今後とも皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり多大なご尽力いただきました和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、事業所アンケート調査や団体ヒアリング等で貴重なご意見をいただきました皆様方に、厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

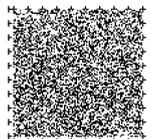
和歌山市長 尾花 正啓



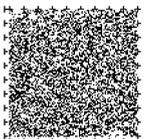


# 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	法令等改正の動き	2
3	計画の位置づけ	9
4	計画の対象	10
5	計画の期間	10
6	計画の策定体制	10
第2章	障害者を取り巻く現状	11
1	障害者の現状	11
2	アンケート調査結果からみえる現状	26
3	アンケート調査からみた課題	46
第3章	計画の基本的な考え方	48
1	基本理念	48
2	計画の基本的な考え方	49
3	基本目標	51
4	施策の体系	53
第4章	施策の展開	54
1	ともに理解し合う地域づくり	54
2	地域での生活を送るための支援体制づくり	58
3	社会参加・自立に向けた支援体制づくり	68
4	すべての人にやさしいまちづくり	72
第5章	数値目標とサービスの見込み量	77
1	第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における目標の進捗状況	77
2	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における 数値目標設定について【成果目標】	81
3	障害福祉サービスの見込み量	86
4	地域生活支援事業の見込み量	96
第6章	計画の推進に向けて	103
1	庁内の推進体制	103
2	地域の各種団体との連携	103
3	国・県等との連携	103
4	計画の進行管理	104



資 料 .....	105
1 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会条例 .....	105
2 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員名簿 .....	107
3 策定経過 .....	108
4 用語説明 .....	109





# 第1章 計画策定にあたって

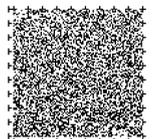
## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある方の望む地域生活の支援の充実や障害のある子供への支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。



国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

こうした背景のもと、本市では、平成27年3月に策定した「第4期和歌山市障害者計画」、平成30年3月に策定した「第5期和歌山市障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第5期和歌山市障害者計画」、「第6期和歌山市障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定することとしました。

## || 2 法令等改正の動き

### (1) 国の基本計画

#### ① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

##### <基本理念>

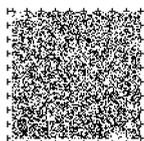
共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

##### <基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

##### <総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進



## (2) 関係法の動向

### ① 関連法の制定・改正

#### ア. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

#### イ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

#### ウ. 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

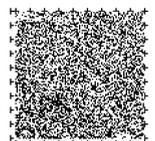
- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

#### エ. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

#### オ. ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた



#### カ. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

#### キ. 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

#### ク. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

### （3）障害福祉計画の見直しの動向

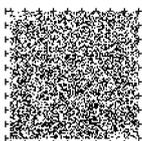
#### ① 基本指針の見直しの主なポイント

##### ア. 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

##### イ. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む



#### ウ. 福祉施設から一般就労への移行等

---

- 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

#### エ. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

---

- 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

#### オ. 発達障害者等支援の一層の充実

---

- 発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- 発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

#### カ. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

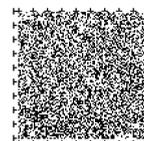
---

- 難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- 障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

#### キ. 障害者による文化芸術活動の推進

---

- 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む



## ク. 障害福祉サービスの質の確保

---

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

## ケ. 福祉人材の確保

---

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

## ② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

### ア. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

---

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

### イ. 障害福祉人材の確保

---

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

### ウ. 障害者の社会参加等を支える取組

#### （障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

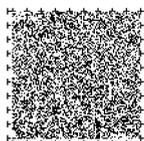
---

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

### エ. 依存症対策の推進

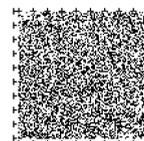
---

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある



## オ. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- 障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- 地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- 地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である

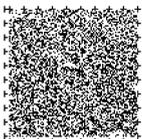


- ・コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

#### カ. 農福連携等に向けた取組

---

- ・一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- ・就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- ・高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

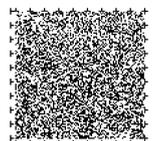
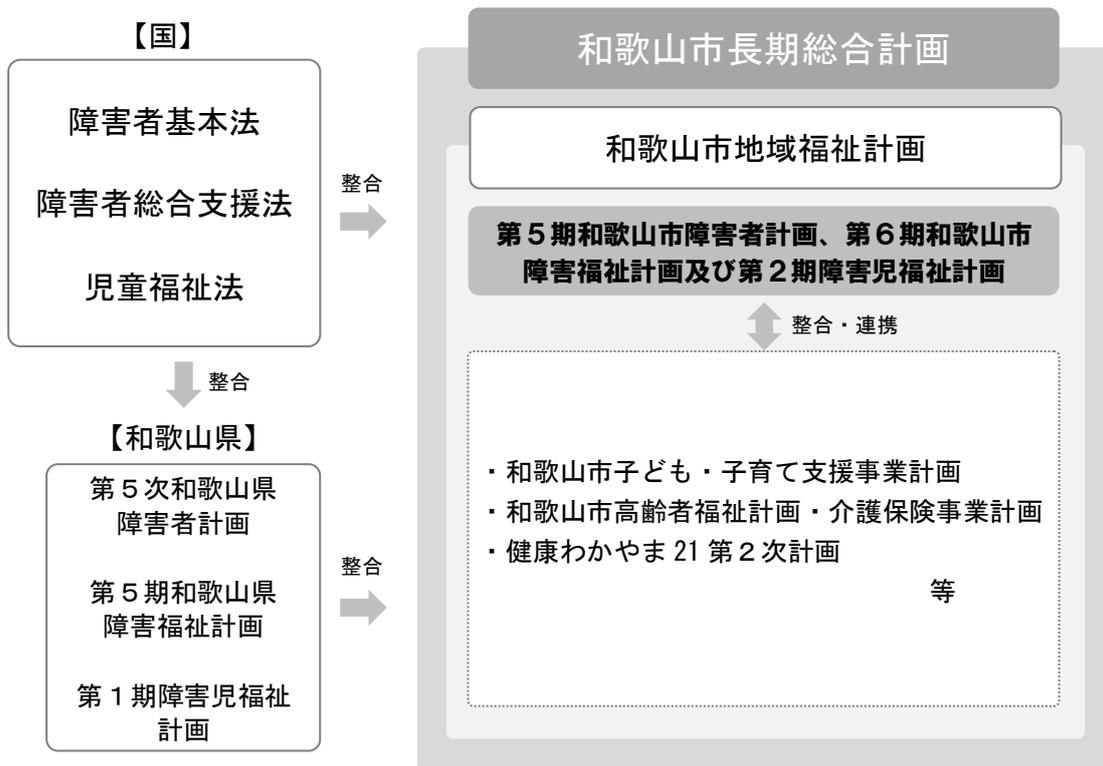


### 3 計画の位置づけ

障害者計画は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、第5次和歌山県障害者計画、第5期和歌山県障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画並びに第5次和歌山市長期総合計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。



## 4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

## 5 計画の期間

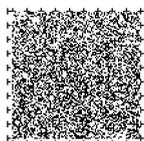
第5期和歌山市障害者計画は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とします。

第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5期和歌山市障害者計画					
第6期和歌山市障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期和歌山市障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画		

## 6 計画の策定体制

策定にあたっては、令和元年度に実施した和歌山市障害者計画等策定のためのアンケート調査や障害者関係団体ヒアリングの結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障害福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。





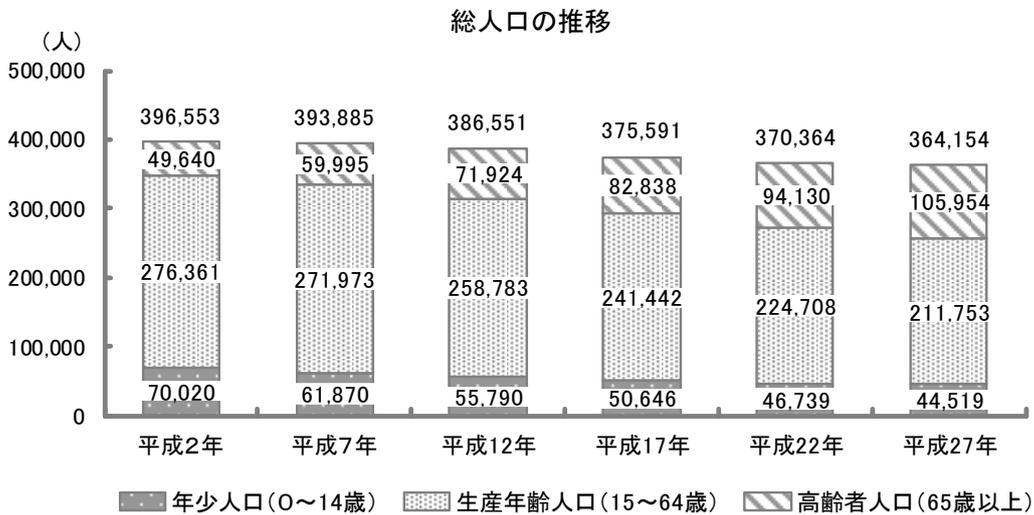
## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1 障害者の現状

#### (1) 総人口の推移

##### ① 総人口の推移

総人口は減少傾向で推移しており、平成2年に396,553人であった人口が、平成27年には364,154人と、この25年間で32,399人の減少となっています。

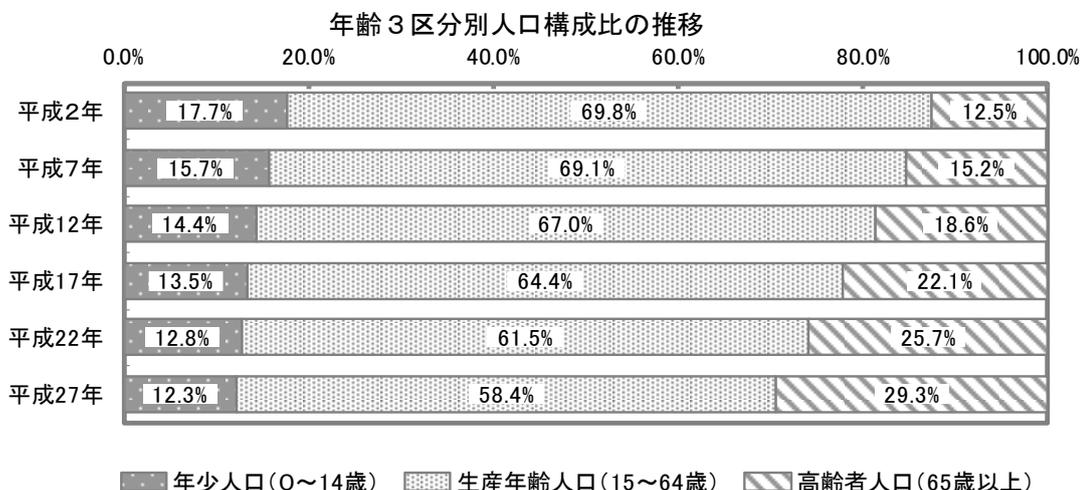


※資料：国勢調査（年齢不詳を含むため、3区分別人口の合計と総人口は異なる）



## ② 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は低下していますが、高齢者人口の割合が上昇し、平成27年では29.3%で少子高齢化が急速に進行していることがわかります。

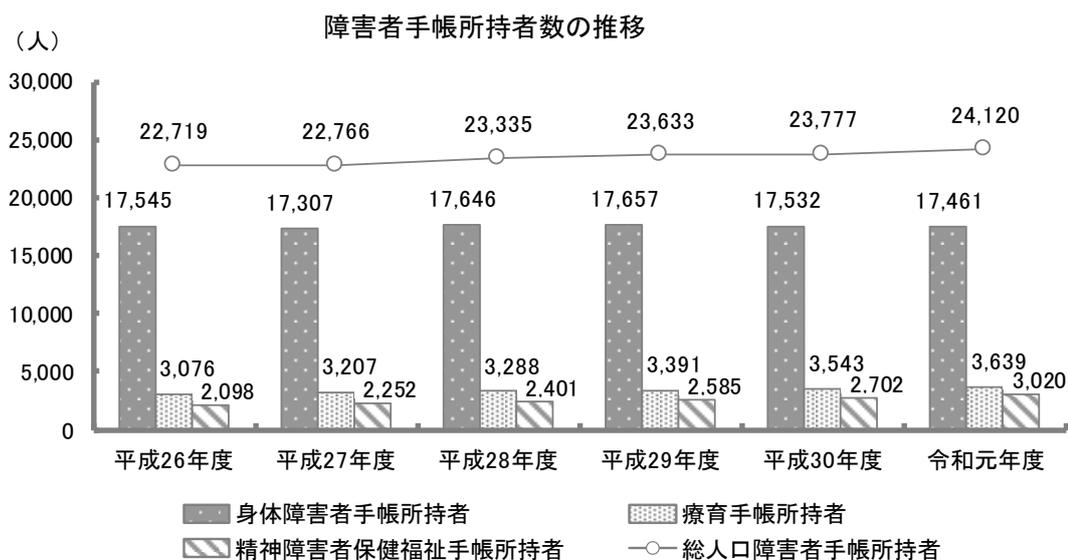


※資料：国勢調査（年齢不詳を含むため、3区分別人口の合計と総人口は異なる）

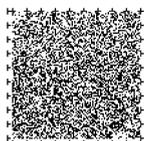
## (2) 障害者手帳所持者の状況

### ① 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和元年度では身体障害者手帳所持者が17,461人、療育手帳所持者が3,639人、精神障害者保健福祉手帳所持者が3,020人となっています。

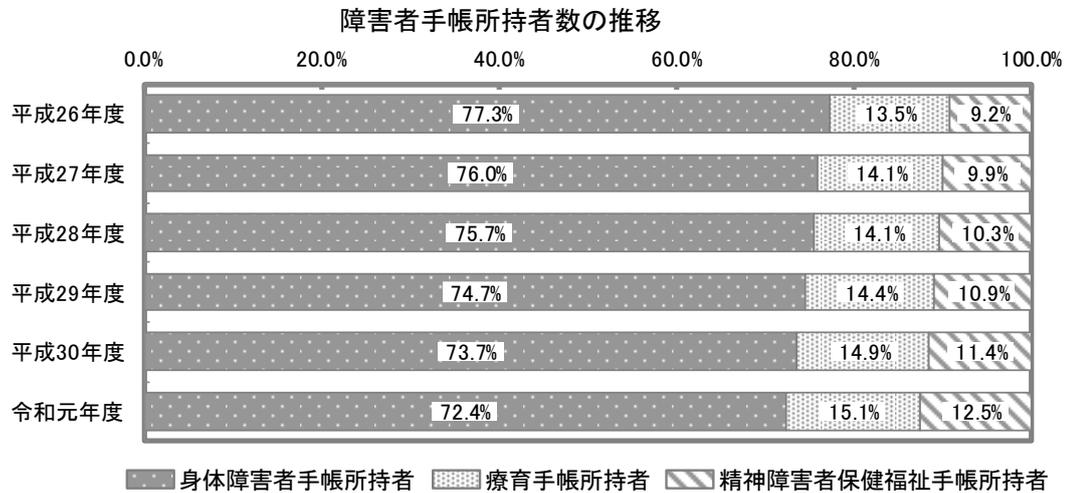


※資料：和歌山市障害者支援課、保健対策課 各年度3月31日現在

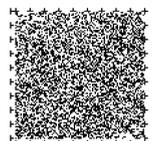


## ② 障害者手帳所持者構成比の推移

障害者手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいで推移しているのに対し、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が上昇しています。



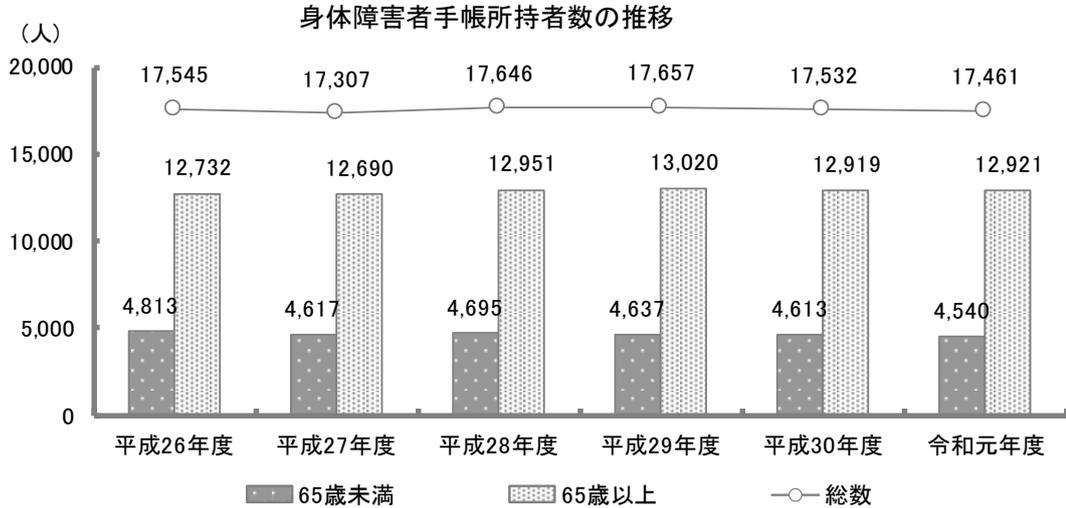
※資料：和歌山市障害者支援課、保健対策課 各年度3月31日現在



### (3) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ① 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

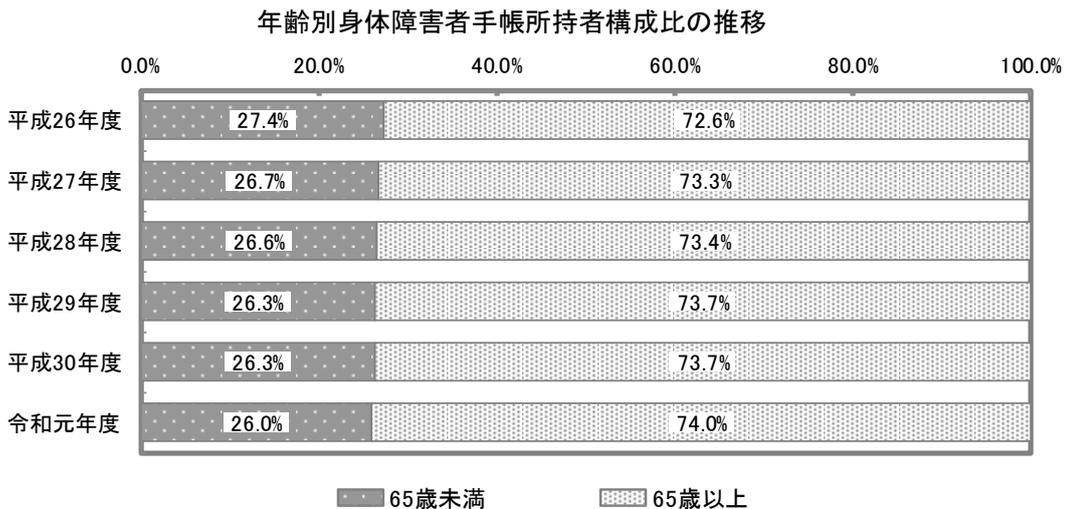
身体障害者手帳所持者数は、増減を繰り返して推移しており、令和元年度では65歳未満の方は4,540人、65歳以上の方が12,921人の計17,461人で減少傾向となっています。



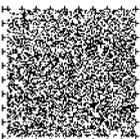
※資料：和歌山市障害者支援課 各年度3月31日現在

#### ② 年齢別身体障害者手帳所持者構成比の推移

年齢別身体障害者手帳所持者の構成比は、横ばいで推移しており、令和元年度では65歳未満の方は26.0%、65歳以上の方は74.0%となっています。

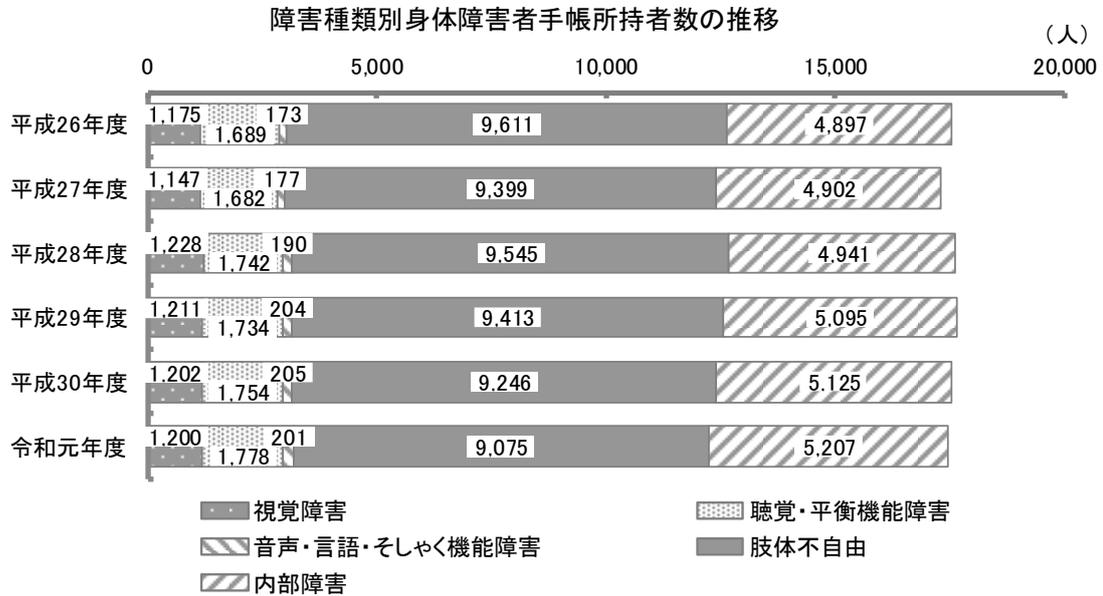


※資料：和歌山市障害者支援課 各年度3月31日現在



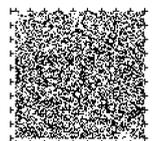
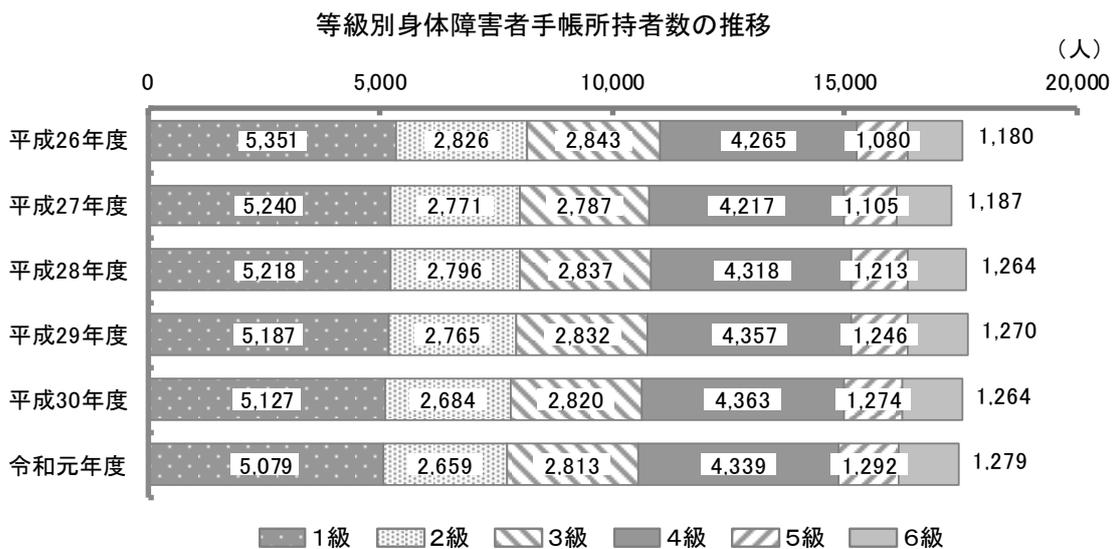
### ③ 障害種別別身体障害者手帳所持者数の推移

障害種別別の身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由が最も多く、令和元年度には9,075人となっていますが、平成28年度の9,545人と比較すると、470人の減少となっています。また、一方で内部障害は、令和元年度では5,207人で平成26年度と比較すると310人増加しています。



### ④ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

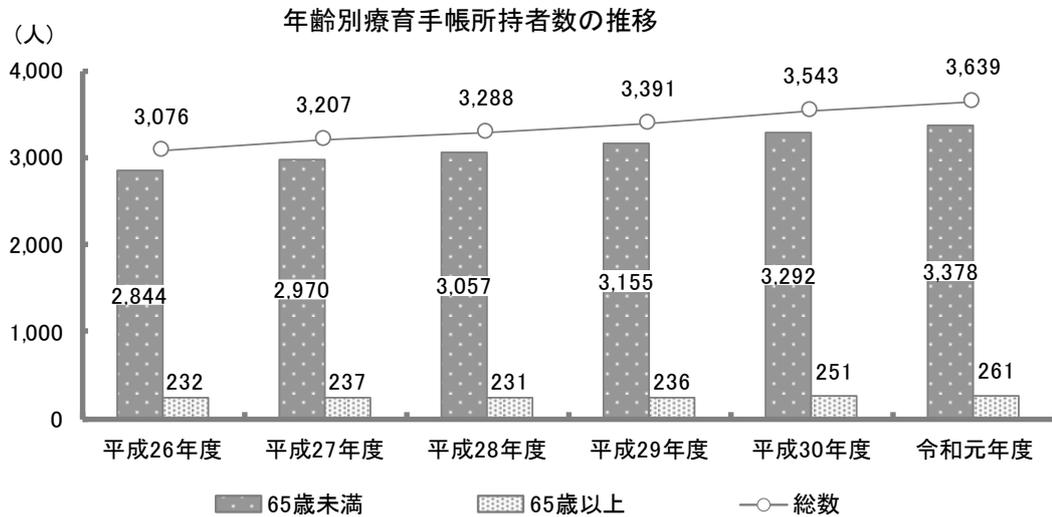
等級別身体障害者手帳所持者数は、1級が最も多く、次いで4級、3級と続いています。



## (4) 療育手帳所持者の状況

### ① 年齢別療育手帳所持者数の推移

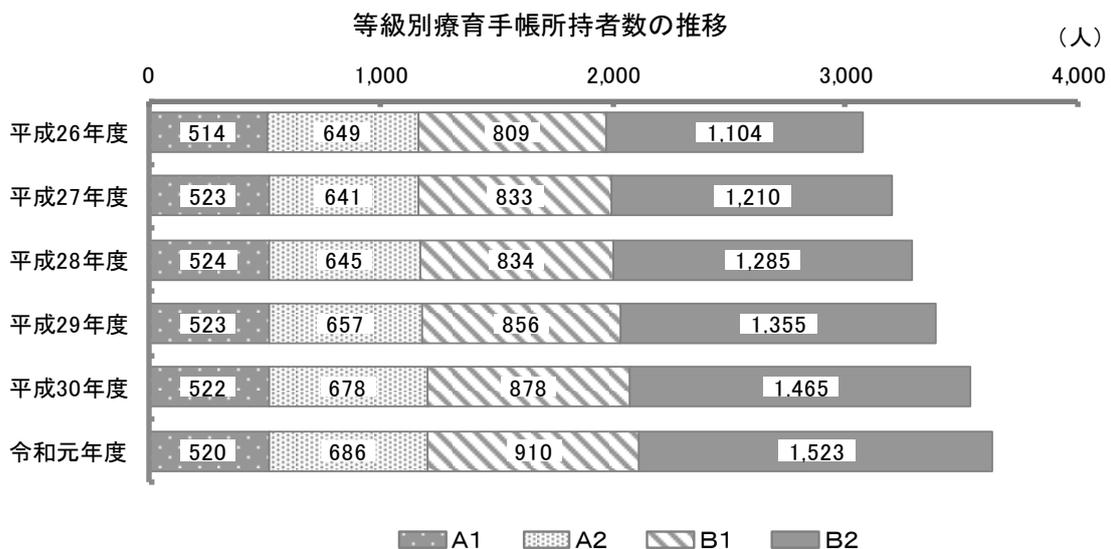
年齢別療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、平成26年度に3,076人であったものが、令和元年度には3,639人と563人の増加となっています。



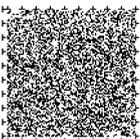
※資料：和歌山市障害者支援課 各年度3月31日現在

### ② 等級別療育手帳所持者数の推移

等級別の療育手帳所持者数は、B2が最も多く、次いでB1、A2、A1となっており、軽度者の増加が見られます。



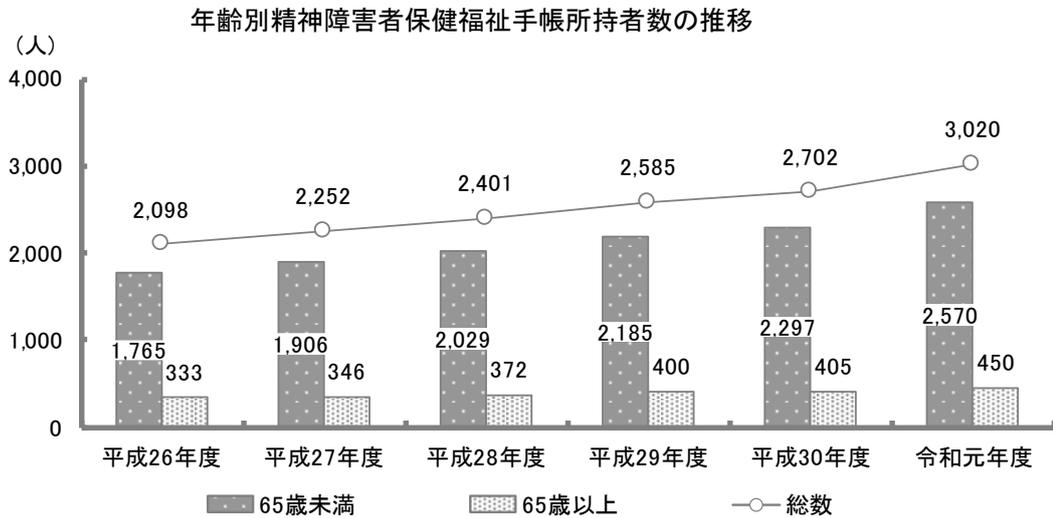
※資料：和歌山市障害者支援課 各年度3月31日現在



## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

### ① 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

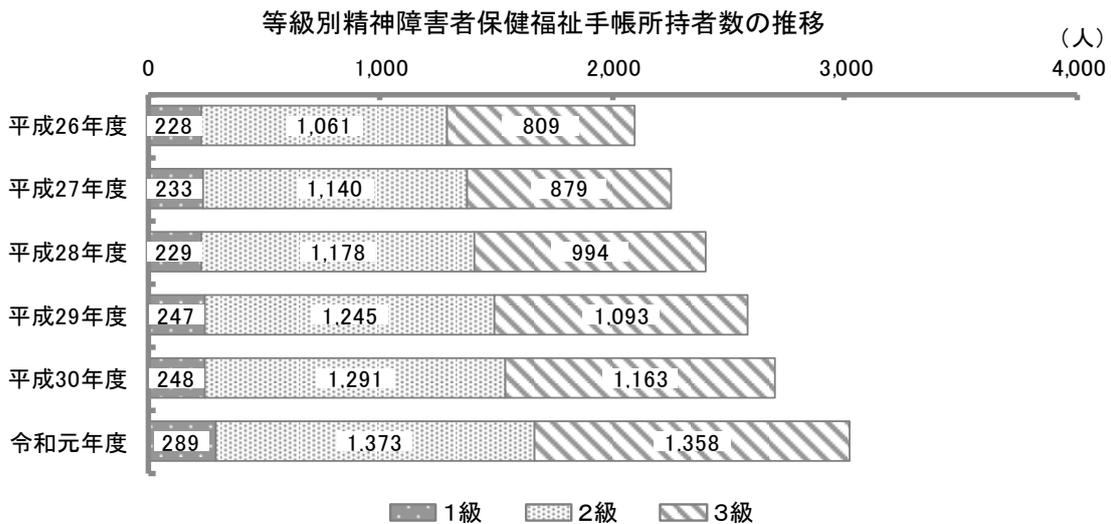
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、最も増加している状態で、平成26年度に2,098人であったものが、令和元年度には65歳未満で2,570人、65歳以上で450人、計3,020人と増加傾向となっています。



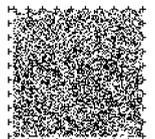
※資料：和歌山市保健対策課 各年度3月31日現在

### ② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2級が最も多く、次いで3級、1級となっており、令和元年度では、2級が1,373人、3級が1,358人、1級が289人となっていて、中度者の割合が高くなっています。

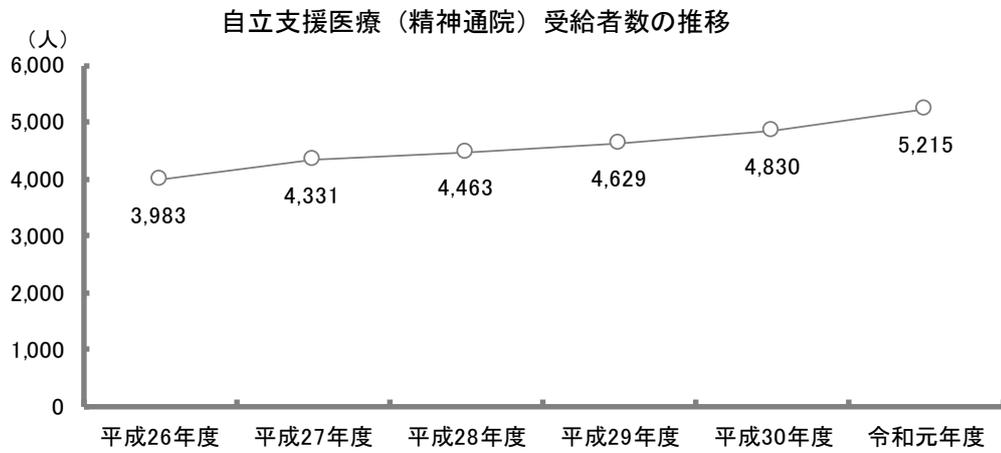


※資料：和歌山市保健対策課 各年度3月31日現在

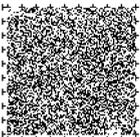


### ③ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数は、増加傾向で推移しており、平成26年度に3,983人であったものが、令和元年度には5,215人と、増加となっています。



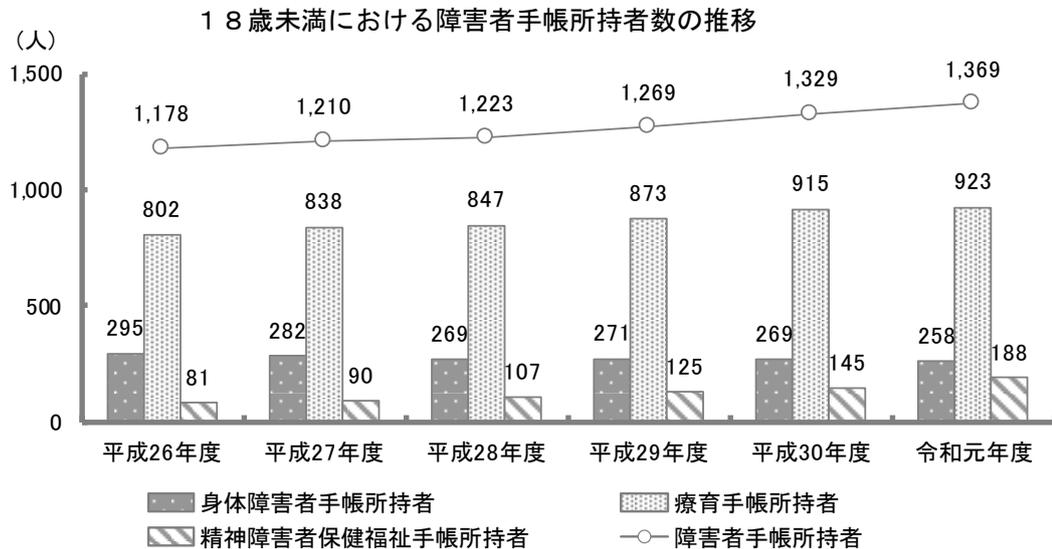
※資料：和歌山市保健対策課 各年度3月31日現在



## (6) 障害児の状況

### ① 18歳未満における障害者手帳所持者数の推移

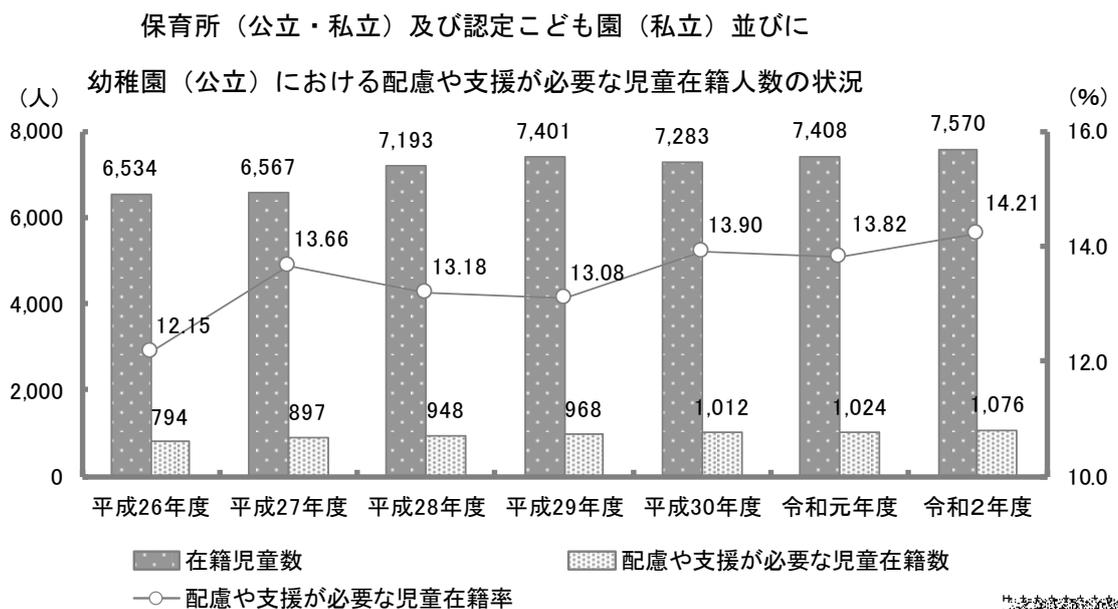
18歳未満における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、全体として増加傾向で推移しています。



※資料：和歌山市障害者支援課、保健対策課 各年度3月31日現在

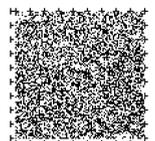
## (7) 保育所等における配慮や支援が必要な児童の状況

保育所及び認定こども園並びに幼稚園における配慮や支援が必要な児童数<sup>※注1</sup>は、年々増加傾向で推移しています。



※資料：和歌山市保育こども園課、和歌山市教育委員会 学校教育課 各年度4月1日現在

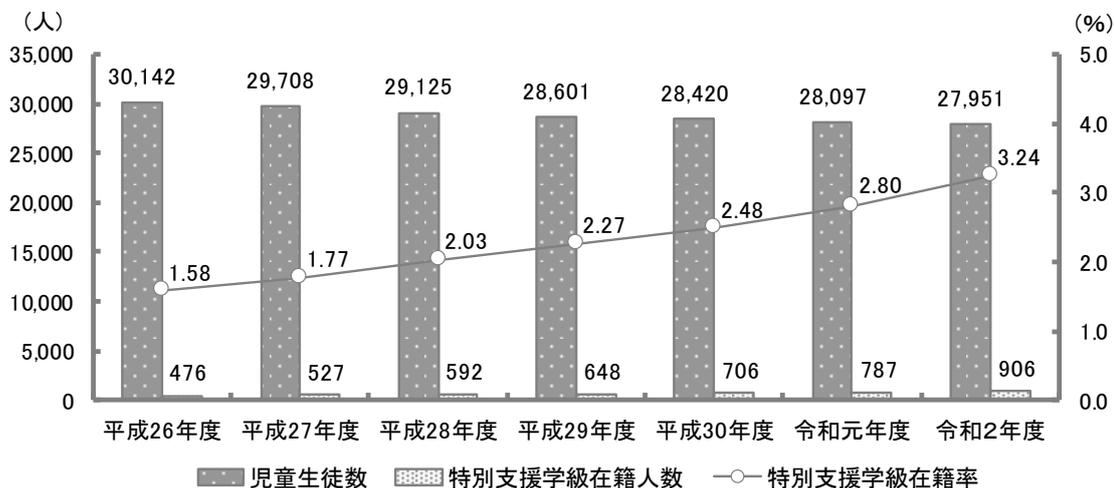
※注1 療育手帳等の手帳所持者だけでなく、配慮や支援が必要な児童



## (8) 市内小・中・義務教育学校における特別支援学級の状況

小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、年々増加傾向で推移しています。

小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



※資料：学校基本調査より 各年度5月1日現在

## (9) 特別支援学校の在籍生徒数の推移

特別支援学校の在籍生徒数は、盲学校は年度によりばらつきがあります。ろう学校は平成29年度以降減少傾向で推移しています。支援学校は増加傾向にありましたが、平成28年度以降横ばい傾向で推移しています。

支援学校の在籍生徒数の推移

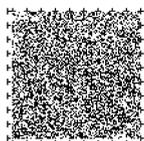
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
盲学校	16人	17人	12人	9人	7人	14人	15人
ろう学校	29人	27人	28人	30人	27人	23人	18人
支援学校	536人	563人	575人	579人	578人	579人	571人

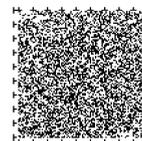
※資料：和歌山県の特別支援教育より 各年度5月1日現在

※和歌山市に住所のある生徒の数

※盲学校・ろう学校は幼稚部及び専攻科を含む。

※施設入所者は原則入所前の住所地





## (10) 障害のある人の雇用状況

### ① ハローワーク和歌山管内（和歌山市、岩出市、紀の川市）における障害のある人の雇用状況

ハローワーク和歌山管内（和歌山市、岩出市、紀の川市）における障害のある人の雇用状況をみると、実雇用率について、平成26年度に2.15%であったものが、令和元年度には2.53%と、0.38ポイント増となっています。また、雇用率未達成企業の割合については、平成26年度に47.6%であったものが、令和元年度には40.1%と、7.5ポイント減となっています。

ハローワーク和歌山管内（和歌山市、岩出市、紀の川市）における障害のある人の雇用状況

	企業数	雇用状況			雇用率未達成企業の割合
		法定雇用算定基礎労働者数	障害者数	実雇用率	
	社	人（A）	人（B）	%（B/A）	%
平成26年度	319	56,420.0	1,215.0	2.15	47.6
平成27年度	321	55,201.0	1,254.5	2.27	43.9
平成28年度	324	55,435.5	1,413.5	2.55	40.1
平成29年度	325	56,787.0	1,320.0	2.32	42.8
平成30年度	363	59,312.5	1,463.0	2.47	44.1
令和元年度	367	60,206.5	1,525.5	2.53	40.1

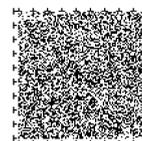
※資料：ハローワーク和歌山各年度6月1日現在

※法定雇用算定基礎労働者数＝常用労働者数から除外率相当数を除いた労働者数

※障害者数（身体障害のある人と知的障害のある人及び精神障害のある人の計）は、短時間労働者以外の重度の身体もしくは知的障害のある人については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間労働者である重度の身体もしくは知的障害のある人については1人としてカウントしています。精神障害のある人である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。（ただし、特例措置に該当する場合は1人とカウントしています。）

※平成30年4月1日から、精神障害者が障害者雇用義務の対象に加わり、また、民間企業における法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられました。

これにより、民間企業における障害者雇用義務の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わっています。



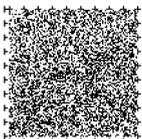
## ② 産業別の雇用状況

産業別の雇用状況をみると、「サービス業」が4.09%と最も多く、次いで「医療、福祉」が2.86%、「情報通信業・運輸業」が2.57%と続いています。

産業別の雇用状況

	企業数	雇用状況			雇用率未 達成企業 の割合 %
		法定雇用算定 基礎労働者数	障害者数	実雇用率	
	社	人 (A)	人 (B)	% (B/A)	
鉱業・建設業	6	633.0	14.0	2.21	50.0
製造業	95	13,825.0	340.0	2.46	34.7
電気・ガス・熱供 給・水道業	2	249.0	1.0	0.40	100.0
情報通信業・運輸 業	40	5,331.0	137.0	2.57	32.5
卸売・小売業	54	16,802.0	353.0	2.10	55.6
金融・保険業・不動 産業	12	5,000.0	98.0	1.96	66.7
飲食店、宿泊業	8	664.5	8.0	1.20	41.7
医療、福祉	92	10,877.0	311.5	2.86	34.8
サービス業	53	6,228.5	255.0	4.09	34.0
その他	5	596.0	8.0	1.34	60.0
合計	367	60,206.5	1,525.5	2.53	40.1

※資料：ハローワーク和歌山 令和元年6月1日現在



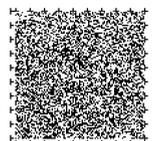
### ③ 就労している障害のある人の推移

就労している障害のある人の推移をみると、平成26年度に1,215人であったものが、令和元年度には1,525.5人と増加傾向となっています。

就労している障害のある人の推移

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
障害者数	人	1,215	1,254.5	1,413.5	1,320.0	1,463.0	1,525.5
増減数	人	△1.0	39.5	159.0	△93.5	143.0	62.5
実雇用率	%	2.15	2.27	2.55	2.32	2.47	2.53
増減率	%	0.01	0.12	0.28	△0.23	0.15	0.06
和歌山県 実雇用率	%	2.06	2.16	2.41	2.25	2.36	2.46
全国 実雇用率	%	1.82	1.88	1.92	1.97	1.97	2.11

※資料：ハローワーク和歌山 令和元年6月1日現在



## (11) 特別支援学校（支援学校・ろう・盲）卒業生の進路状況

特別支援学校（支援学校・ろう・盲）の卒業生の進路状況をみると、概ねろう学校や盲学校の卒業生は、進学か就職している人の割合が高く、支援学校の卒業生は施設の利用者の割合が高い状況です。

特別支援学校（支援学校・ろう・盲）卒業生の進路状況

単位：人

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
支援学校※注1	61	72	109	97	96	102	101
進学※注4	1	1	2	0	0	2	4
就職	8	13	19	17	24	26	16
施設※注5	48	51	83	68	65	60	72
在宅	2	0	1	0	0	4	0
その他※注6	2	7	4	12	7	10	9
ろう学校※注2	7	11	7	9	11	11	8
進学※注4	1	5	6	3	6	7	3
就職	3	5	0	3	1	4	5
施設※注5	3	1	1	3	3	0	0
在宅	0	0	0	0	0	0	0
その他※注6	0	0	0	0	1	0	0
盲学校※注3	8	6	9	4	6	2	3
進学※注4	2	2	3	1	3	0	1
就職	1	1	2	1	1	2	0
施設※注5	2	1	4	2	2	0	1
在宅	0	0	0	0	0	0	0
その他※注6	3	2	0	0	0	0	1
合計	76	89	125	110	113	115	112
進学※注4	4	8	11	4	9	9	8
就職	12	19	21	21	26	32	21
施設※注5	53	53	88	73	70	60	73
在宅	2	0	1	0	0	4	0
その他※注6	5	9	4	12	8	10	10

※資料：和歌山県の特別支援教育より

※注1 支援学校…紀伊コスモス支援学校、和歌山さくら支援学校、紀北支援学校、和歌山大学教育学部附属特別支援学校の卒業生の計。（校区としては和歌山市以外に岩出市、紀の川市貴志川町、旧下津町を除く海南市、紀美野町を校区に含む。）

※注2 ろう学校…校区は県内全域

※注3 盲学校…校区は県内全域

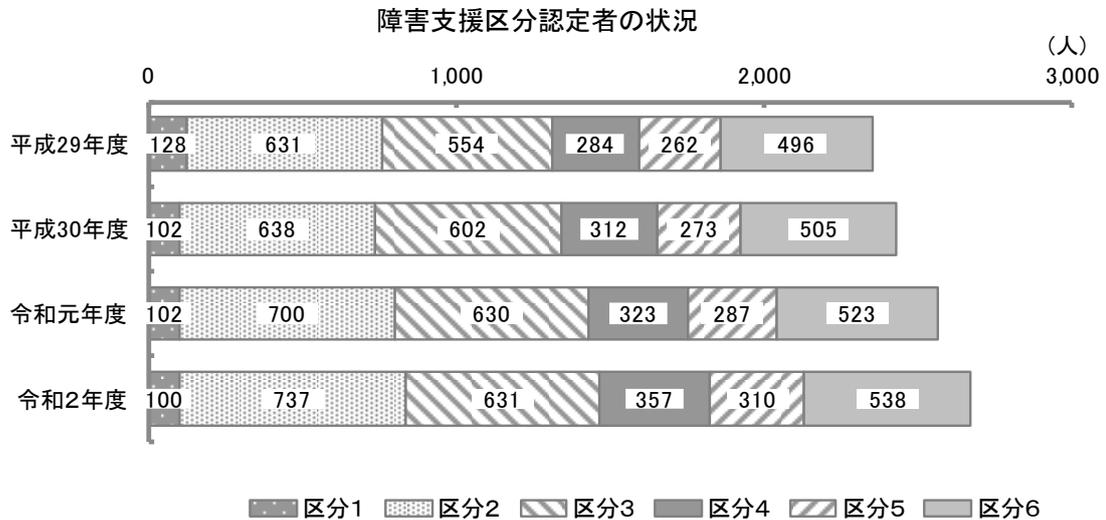
※注4 進学…教育訓練機関等への進学者を含む

※注5 施設…生活介護、就労継続支援事業所（A型、B型）等の通所事業所

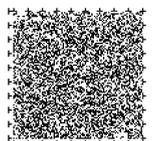
※注6 その他…卒業時点で進路先が未定であった者を含む

## (12) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者は、令和2年度では、「区分2」が最も多く737人、次いで「区分3」が631人、「区分6」が538人と続いています。



※資料：各年度10月1日現在



## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 家庭の状況

#### ① 家族構成

「父親・母親」の割合が34.6%と最も高く、次いで「配偶者（妻・夫）」の割合が28.5%、「一人で暮らしている」、「兄弟・姉妹」の割合が17.8%となっています。

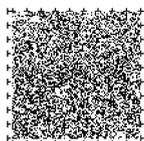
障害種別でみると、身体障害者手帳では、「配偶者（妻・夫）」の割合が43.0%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が21.8%、「子ども」の割合が20.7%となっています。

療育手帳では、「父親・母親」の割合が75.3%と最も高く、次いで「兄弟・姉妹」の割合が43.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「父親・母親」の割合が47.8%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が21.7%、「兄弟・姉妹」の割合が17.3%となっています。

単位：%

区分	回答者数（人）	一人で暮らしている	配偶者（妻・夫）	父親・母親	子ども	子の配偶者	兄弟・姉妹	祖父・祖母	孫	友人・仲間	その他	無回答
全体	1268	17.8	28.5	34.6	15.1	1.5	17.8	3.2	2.0	2.1	6.9	2.1
身体障害者手帳	758	21.8	43.0	14.8	20.7	2.1	5.5	1.3	3.0	1.1	6.5	2.6
療育手帳	441	5.2	2.3	75.3	2.3	—	43.3	8.4	—	4.8	9.8	1.1
精神障害者保健福祉手帳	226	21.7	13.3	47.8	11.1	0.4	17.3	2.2	0.9	1.8	5.8	3.1



## (2) 日常生活、暮らしについて

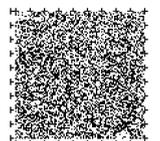
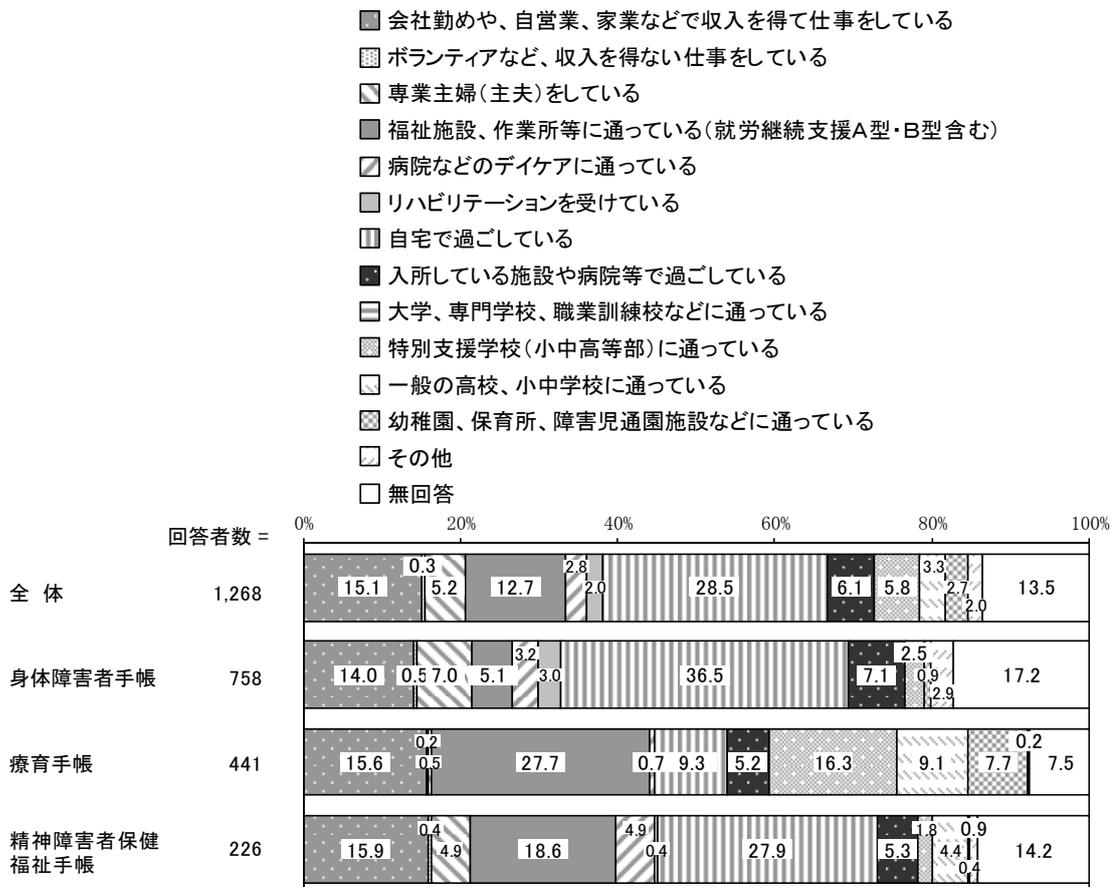
### ① 平日の昼間の過ごし方

「自宅で過ごしている」の割合が28.5%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が15.1%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型・B型含む）」の割合が12.7%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「自宅で過ごしている」の割合が36.5%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が14.0%となっています。

療育手帳では、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型・B型含む）」の割合が27.7%と最も高く、次いで「特別支援学校（小中高等部）に通っている」の割合が16.3%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が15.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「自宅で過ごしている」の割合が27.9%と最も高く、次いで「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型・B型含む）」の割合が18.6%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が15.9%となっています。



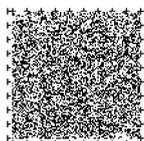
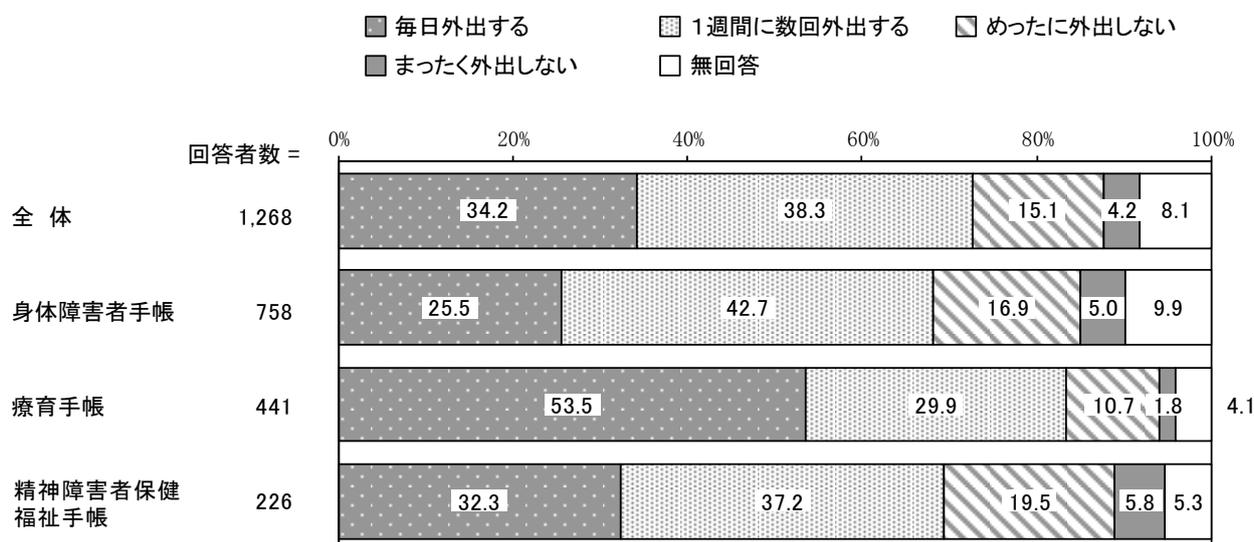
## ② 外出の頻度

「1週間に数回外出する」の割合が38.3%と最も高く、次いで「毎日外出する」の割合が34.2%、「めったに外出しない」の割合が15.1%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「1週間に数回外出する」の割合が42.7%と最も高く、次いで「毎日外出する」の割合が25.5%、「めったに外出しない」の割合が16.9%となっています。

療育手帳では、「毎日外出する」の割合が53.5%と最も高く、次いで「1週間に数回外出する」の割合が29.9%、「めったに外出しない」の割合が10.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「1週間に数回外出する」の割合が37.2%と最も高く、次いで「毎日外出する」の割合が32.3%、「めったに外出しない」の割合が19.5%となっています。



### ③ 外出の際に困ること

「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が24.6%と最も高く、次いで「困った時にどうすればよいのか心配」の割合が21.8%、「外出にお金がかかる」の割合が18.9%となっています。

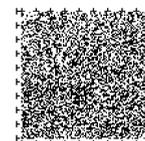
障害種別でみると、身体障害者手帳では、「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が25.4%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が24.5%、「列車やバスの乗り降りが困難」の割合が19.1%となっています。

療育手帳では、「困った時にどうすればよいのか心配」の割合が38.1%と最も高く、次いで「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」の割合が24.1%、「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が23.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「外出にお金がかかる」の割合が31.8%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が30.3%、「困った時にどうすればよいのか心配」の割合が26.4%となっています。

単位:%

区分	回答者数(人)	公共交通機関が少ない(ない)	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればよいのか心配	その他	無回答
全体	1112	24.6	14.2	16.5	14.2	12.6	5.9	18.9	9.6	10.1	21.8	10.4	24.3
身体障害者手帳	645	25.4	19.1	24.5	8.2	18.1	5.4	16.9	5.6	10.5	13.2	10.7	26.2
療育手帳	415	23.6	9.9	7.0	24.1	9.4	7.5	19.3	14.0	8.2	38.1	10.4	20.0
精神障害者保健福祉手帳	201	30.3	7.0	8.5	13.9	8.0	7.5	31.8	22.9	17.9	26.4	9.5	16.4



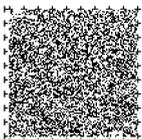
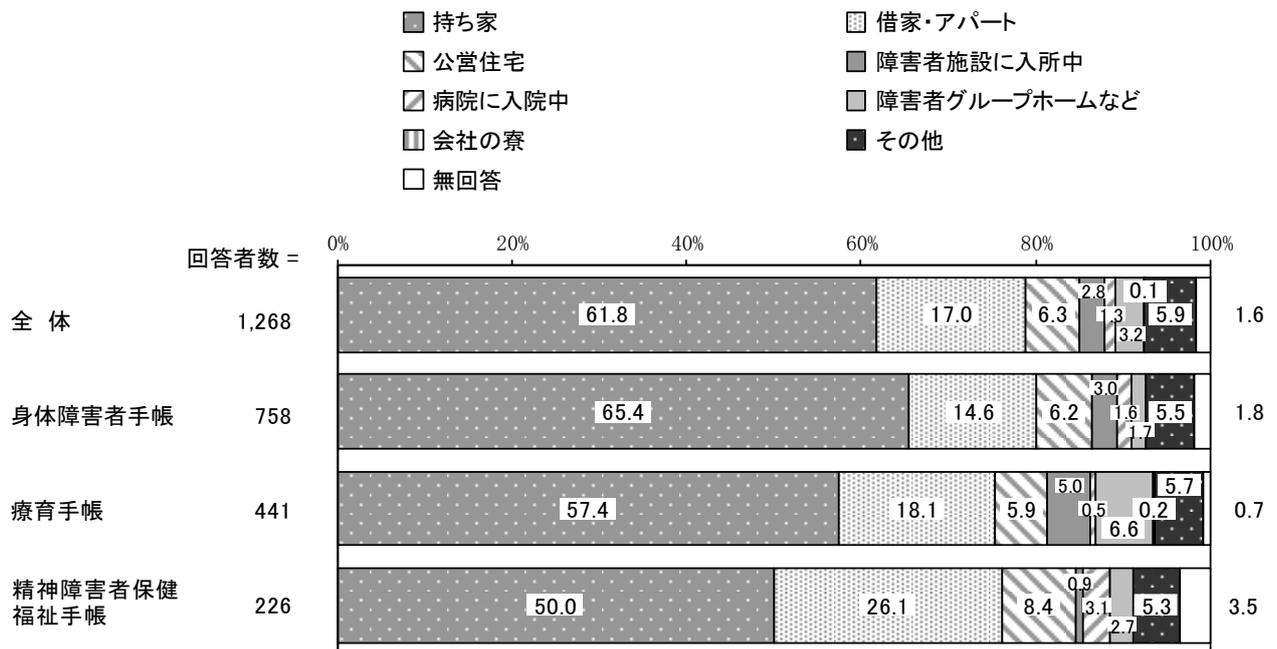
#### ④ 現在の暮らしの状況

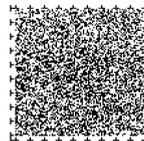
「持ち家」の割合が61.8%と最も高く、次いで「借家・アパート」の割合が17.0%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「持ち家」の割合が65.4%と最も高く、次いで「借家・アパート」の割合が14.6%となっています。

療育手帳では、「持ち家」の割合が57.4%と最も高く、次いで「借家・アパート」の割合が18.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「持ち家」の割合が50.0%と最も高く、次いで「借家・アパート」の割合が26.1%となっています。





### (3) 相談支援について

#### ① 今、気にかかること

「自分の健康や体力に自信がない」の割合が29.4%と最も高く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」の割合が27.7%、「家族など介助者の健康状態が不安」の割合が24.0%となっています。

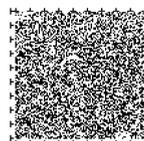
障害種別でみると、身体障害者手帳では、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」、「特に困っていることはない」の割合が24.0%となっています。

療育手帳では、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」の割合が45.8%と最も高く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」の割合が27.2%、「特に困っていることはない」の割合が21.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」の割合が38.9%、「生活に必要なお金が足りない」の割合が34.1%となっています。

単位：%

区分	回答者数(人)	身の回りの支援をしてくれる人がいない	一緒に暮らす人がいない	働くところがない	生活に必要なお金が足りない	趣味や生きがいが見つからない	生活をするうえで必要な情報が得られない	自分の健康や体力に自信がない	家族など介助者の健康状態が不安	関係一緒に暮らしている家族との	気軽に行ける病院がない	将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	その他	特に困っていることはない	無回答
全体	1268	4.3	5.0	5.0	19.2	8.4	6.1	29.4	24.0	7.0	5.0	27.7	3.5	22.4	13.7
身体障害者手帳	758	5.1	5.7	4.2	17.9	5.8	4.6	34.7	24.0	5.9	3.7	19.0	2.4	24.0	16.8
療育手帳	441	2.7	3.2	5.0	16.6	9.3	7.5	14.5	27.2	6.6	6.6	45.8	4.5	21.8	9.1
精神障害者保健福祉手帳	226	5.3	8.4	14.2	34.1	19.5	10.6	42.0	29.2	15.0	11.1	38.9	7.5	11.9	8.0



## ② 悩みや困ったときの相談相手

「家族」の割合が83.1%と最も高く、次いで「友だち・知り合い」の割合が28.2%、「施設、事業所等の職員」の割合が21.0%となっています。

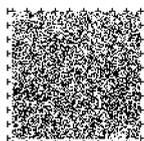
障害種別でみると、身体障害者手帳では、「家族」の割合が85.8%と最も高く、次いで「友だち・知り合い」の割合が31.8%、「病院・診療所の医師・職員」の割合が13.2%となっています。

療育手帳では、「家族」の割合が80.5%と最も高く、次いで「施設、事業所等の職員」の割合が35.7%、「友だち・知り合い」の割合が22.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「家族」の割合が77.0%と最も高く、次いで「施設、事業所等の職員」の割合が32.9%、「病院・診療所の医師・職員」の割合が30.9%となっています。

単位：%

区分	回答者数(人)	家族	友だち・知り合い	隣近所の人	学校の先生	職場の同僚	病院・診療所の医師・職員	施設、事業所等の職員	ホームヘルパー	市役所の相談窓口	保健所の精神保健福祉相談員・保健師	社会福祉協議会の職員	相談支援事業所の職員	民生委員	障害者相談員	障害者団体	その他	無回答
全体	919	83.1	28.2	4.2	7.6	4.1	15.1	21.0	5.4	4.1	2.4	0.9	5.3	1.2	2.4	0.9	3.4	0.2
身体障害者手帳	537	85.8	31.8	6.0	1.1	3.5	13.2	11.4	6.9	4.3	0.9	0.6	2.4	1.7	1.3	0.9	3.5	—
療育手帳	333	80.5	22.8	1.5	20.1	6.0	15.6	35.7	3.9	4.8	2.4	0.9	10.5	0.6	5.1	0.6	2.1	0.3
精神障害者保健福祉手帳	152	77.0	29.6	2.0	5.9	3.3	30.9	32.9	4.6	3.3	9.9	1.3	7.9	—	2.6	1.3	5.9	0.7



## (4) 障害の理解について

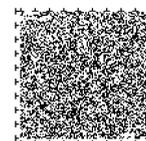
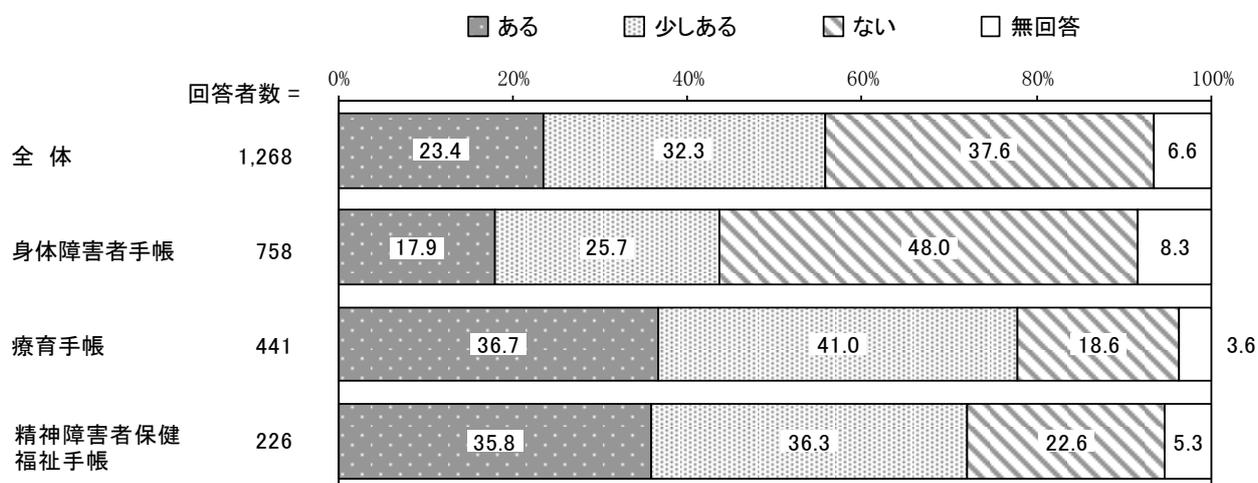
### ①障害のことでの差別や嫌な思いをした経験

「ない」の割合が37.6%と最も高く、次いで「少しある」の割合が32.3%、「ある」の割合が23.4%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「ない」の割合が48.0%と最も高く、次いで「少しある」の割合が25.7%、「ある」の割合が17.9%となっています。

療育手帳では、「少しある」の割合が41.0%と最も高く、次いで「ある」の割合が36.7%、「ない」の割合が18.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「少しある」の割合が36.3%と最も高く、次いで「ある」の割合が35.8%、「ない」の割合が22.6%となっています。



## (5) 地域との関わり、支援について

### ① 住み慣れた地域で生活していくために必要な支援について

「経済的な負担の軽減」の割合が49.8%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が31.5%、「相談対応等の充実」の割合が28.9%となっています。

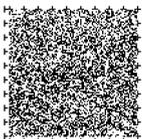
障害種別でみると、身体障害者手帳では、「経済的な負担の軽減」の割合が42.9%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が34.8%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」の割合が34.7%となっています。

療育手帳では、「経済的な負担の軽減」の割合が59.2%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」の割合が42.4%、「地域住民等の理解」の割合が41.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「経済的な負担の軽減」の割合が59.7%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」の割合が43.4%、「コミュニケーションについての支援」の割合が26.5%となっています。

単位：%

区分	回答者数(人)	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障害者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	1268	26.7	26.7	31.5	15.4	49.8	28.9	22.8	22.2	5.1	15.5
身体障害者手帳	758	34.7	23.4	34.8	9.9	42.9	20.8	14.4	13.6	5.9	17.8
療育手帳	441	17.9	37.6	31.5	29.3	59.2	42.4	41.5	39.9	4.3	11.1
精神障害者保健福祉手帳	226	15.9	23.5	23.0	16.4	59.7	43.4	25.7	26.5	5.8	12.4



## (6) 災害時等の支援について

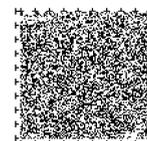
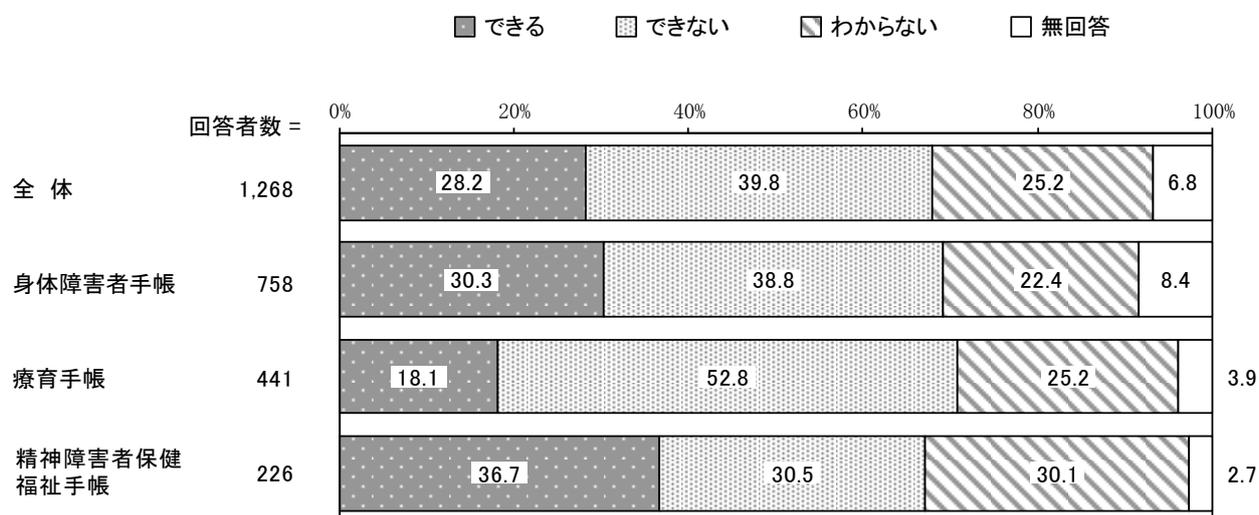
### ① 災害時にひとりで避難できるかについて

「できない」の割合が39.8%と最も高く、次いで「できる」の割合が28.2%、「わからない」の割合が25.2%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「できない」の割合が38.8%と最も高く、次いで「できる」の割合が30.3%、「わからない」の割合が22.4%となっています。

療育手帳では、「できない」の割合が52.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が25.2%、「できる」の割合が18.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「できる」の割合が36.7%と最も高く、次いで「できない」の割合が30.5%、「わからない」の割合が30.1%となっています。



## ② 災害の時に困ること

「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が45.7%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が45.2%、「投薬や治療が受けられない」の割合が38.3%となっています。

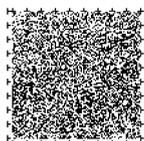
障害種別でみると、身体障害者手帳では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が51.5%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が46.7%、「投薬や治療が受けられない」の割合が41.6%となっています。

療育手帳では、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が53.7%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が46.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が46.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「投薬や治療が受けられない」の割合が54.9%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が47.8%、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が35.8%となっています。

単位：%

区分	回答者数（人）	投薬や治療が受けられない	補装具や日常生活用具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができない	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
全体	1268	38.3	11.5	10.1	22.4	45.7	23.0	28.0	45.2	3.5	9.1	12.2
身体障害者手帳	758	41.6	15.8	12.9	17.0	51.5	19.3	15.7	46.7	2.5	8.8	14.2
療育手帳	441	27.9	9.5	10.2	39.5	46.0	33.8	53.7	46.9	4.3	8.6	8.4
精神障害者保健福祉手帳	226	54.9	8.4	7.1	19.5	30.5	21.7	35.8	47.8	5.8	6.6	8.0



## (7) 就労について

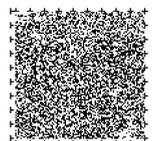
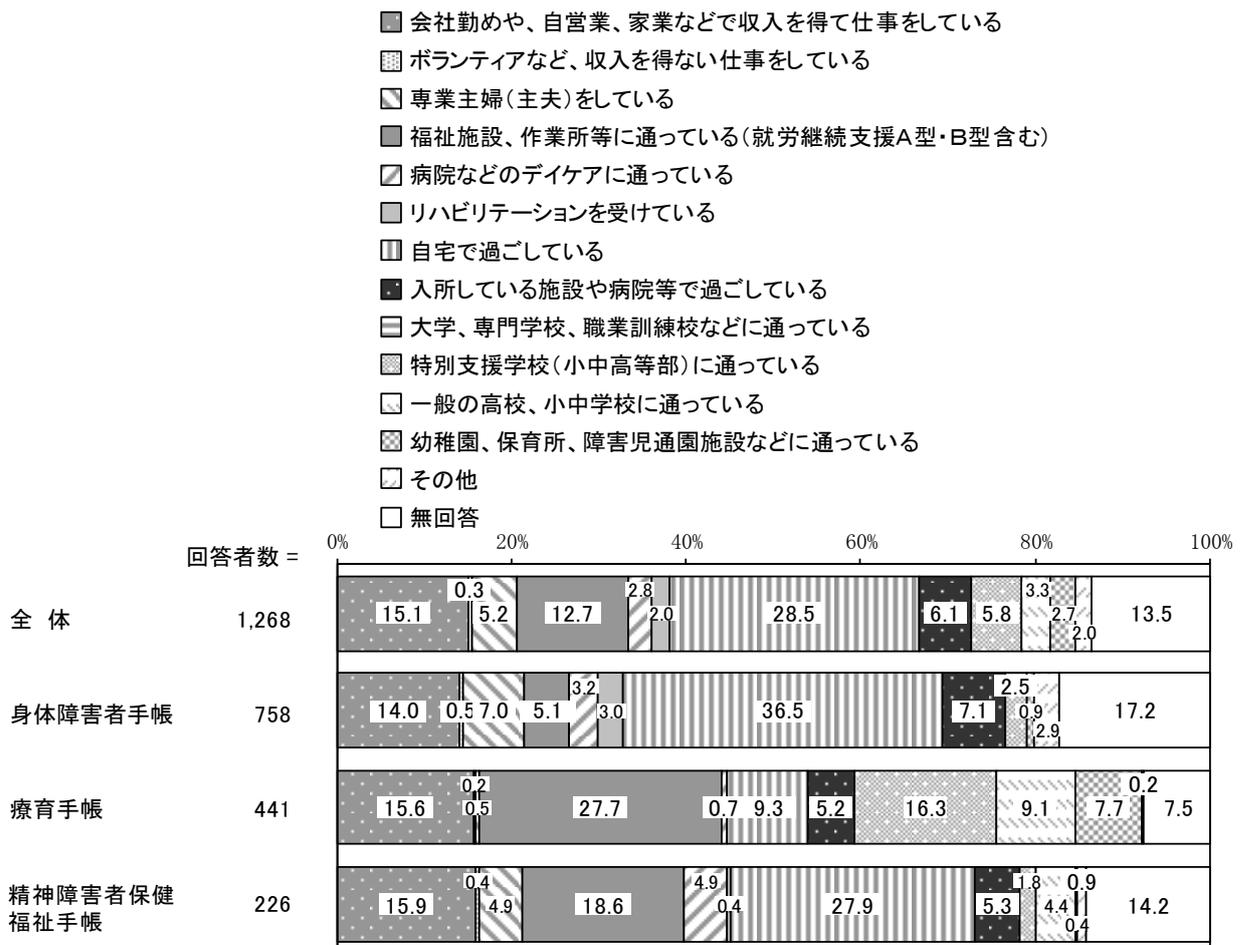
### ① 現在の就労状況

「自宅で過ごしている」の割合が28.5%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が15.1%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型・B型含む）」の割合が12.7%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「自宅で過ごしている」の割合が36.5%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が14.0%となっています。

療育手帳では、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型・B型含む）」の割合が27.7%と最も高く、次いで「特別支援学校（小中高等部）に通っている」の割合が16.3%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が15.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「自宅で過ごしている」の割合が27.9%と最も高く、次いで「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型・B型含む）」の割合が18.6%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が15.9%となっています。



## ② 仕事の形態

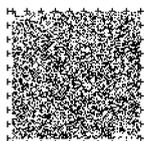
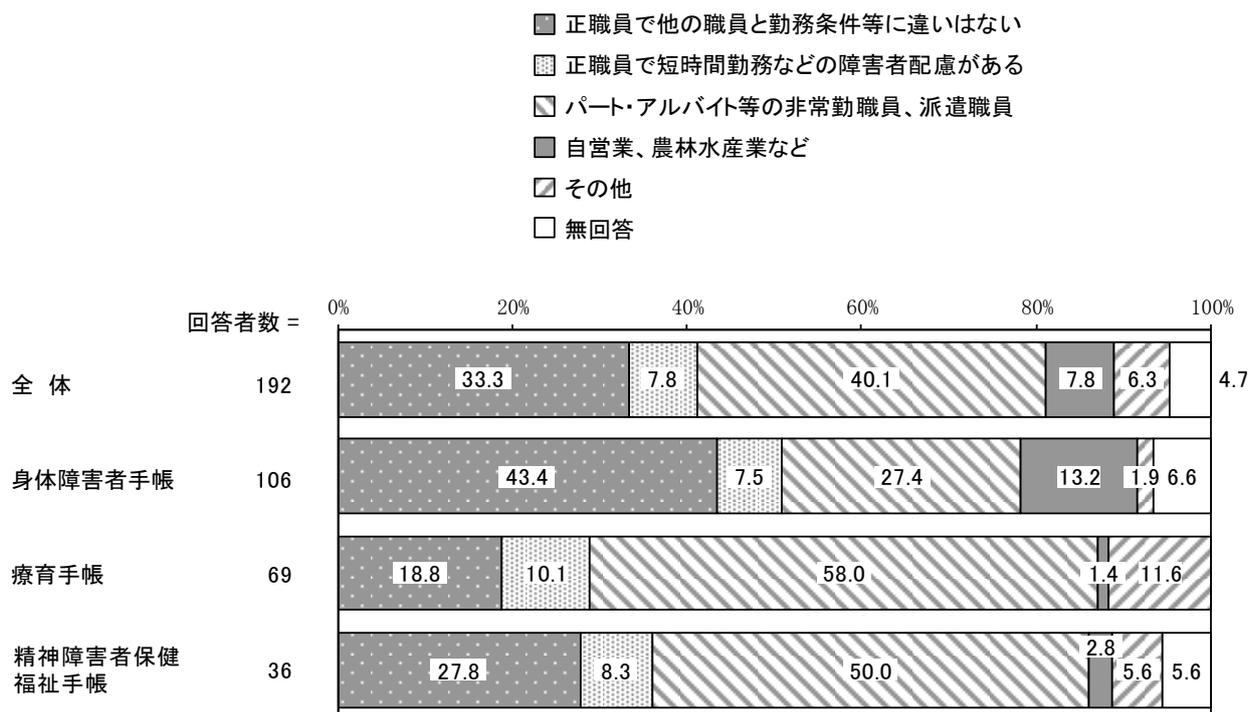
### 【仕事をして収入を得ている方の回答】

「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が40.1%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が33.3%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が43.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が27.4%、「自営業、農林水産業など」の割合が13.2%となっています。

療育手帳では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が58.0%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が18.8%、「正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある」の割合が10.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が50.0%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が27.8%となっています。



### ③ 仕事をする上での不安や不満の内容

#### 【仕事をして収入を得ている方の回答】

「ずっと働けるか不安」の割合が42.7%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が33.3%、「不安や不満は特にない」の割合が18.8%となっています。

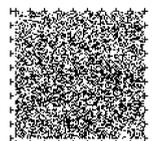
障害種別でみると、身体障害者手帳では、「ずっと働けるか不安」の割合が34.0%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が31.1%、「不安や不満は特にない」の割合が20.8%となっています。

療育手帳では、「ずっと働けるか不安」の割合が50.7%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が36.2%、「人間関係がうまくいかない」、「不安や不満は特にない」の割合が17.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「ずっと働けるか不安」の割合が61.1%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が41.7%、「人間関係がうまくいかない」の割合が38.9%となっています。

単位：%

区分	回答者数（人）	仕事が障害の状況にあつて いない	技術がいかせない	職場がバリアフリー化されて いない	収入が少ない	労働時間が長い	労働時間が短い	ずっと働けるか不安	人間関係がうまくいかない	周囲の人の理解が不足して いる	その他	不安や不満は特にない	無回答
全体	192	4.7	2.6	4.2	33.3	6.3	4.2	42.7	13.5	10.4	3.6	18.8	16.7
身体障害者手帳	106	3.8	2.8	6.6	31.1	9.4	1.9	34.0	6.6	5.7	2.8	20.8	17.9
療育手帳	69	2.9	1.4	1.4	36.2	2.9	7.2	50.7	17.4	15.9	4.3	17.4	14.5
精神障害者保健 福祉手帳	36	11.1	5.6	—	41.7	5.6	5.6	61.1	38.9	25.0	2.8	2.8	16.7



#### ④ 今後、収入を得る仕事をしたいかの有無

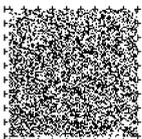
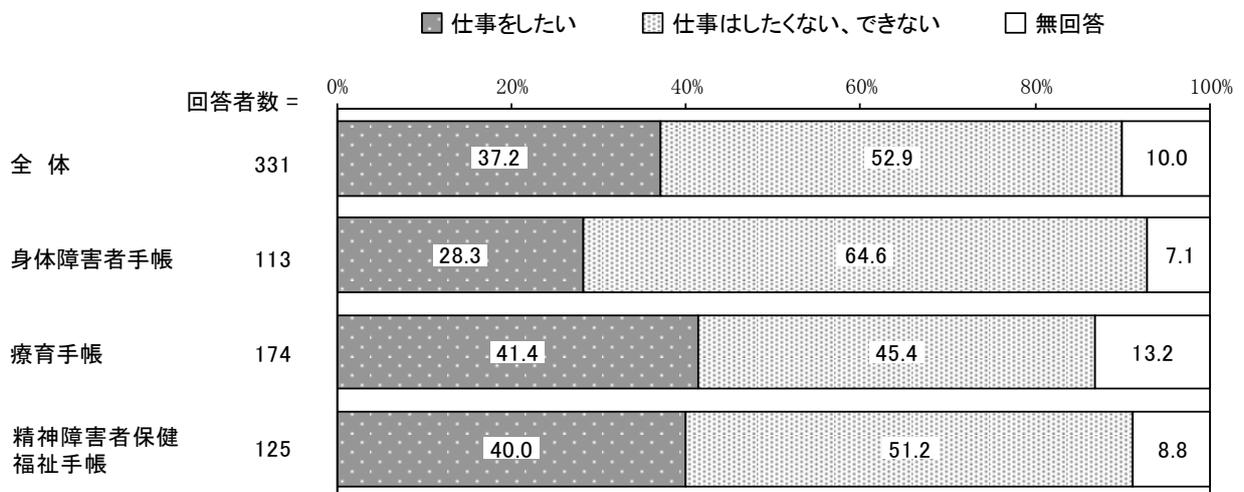
##### 【仕事をしていない方の回答】

「仕事をしたい」の割合が37.2%、「仕事はしたくない、できない」の割合が52.9%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「仕事をしたい」の割合が28.3%、「仕事はしたくない、できない」の割合が64.6%となっています。

療育手帳では、「仕事をしたい」の割合が41.4%、「仕事はしたくない、できない」の割合が45.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「仕事をしたい」の割合が40.0%、「仕事はしたくない、できない」の割合が51.2%となっています。



## ⑤ 就労に必要な支援

「職場の障害者理解」の割合が41.1%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が39.6%、「通勤手段の確保」の割合が29.8%となっています。

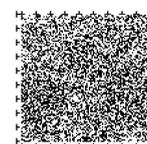
障害種別でみると、身体障害者手帳では、「職場の障害者理解」の割合が30.2%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が29.0%、「通勤手段の確保」の割合が24.5%となっています。

療育手帳では、「職場の障害者理解」の割合が59.9%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が58.5%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の割合が44.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が55.3%と最も高く、次いで「職場の障害者理解」の割合が54.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が44.2%となっています。

単位：%

区分	回答者数（人）	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場の障害者理解	職場の上司や同僚に障害の理解があること	職場で介助や援助等が受けられること	職場と支援機関の連携	就労後のフォローなど	企業ニーズに合った就業訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
全体	1268	29.8	17.8	27.3	15.6	41.1	39.6	23.1	24.4	15.4	23.7	4.2	37.2	
身体障害者手帳	758	24.5	20.7	21.2	14.9	30.2	29.0	18.1	15.2	11.2	15.0	4.1	49.2	
療育手帳	441	41.7	16.1	34.7	16.8	59.9	58.5	39.9	44.4	26.8	39.7	3.6	17.9	
精神障害者保健福祉手帳	226	39.4	15.9	44.2	23.9	54.0	55.3	24.8	32.3	19.0	34.5	6.2	18.1	



## (8) 福祉サービスの利用状況、利用意向

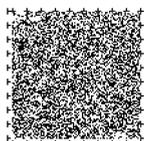
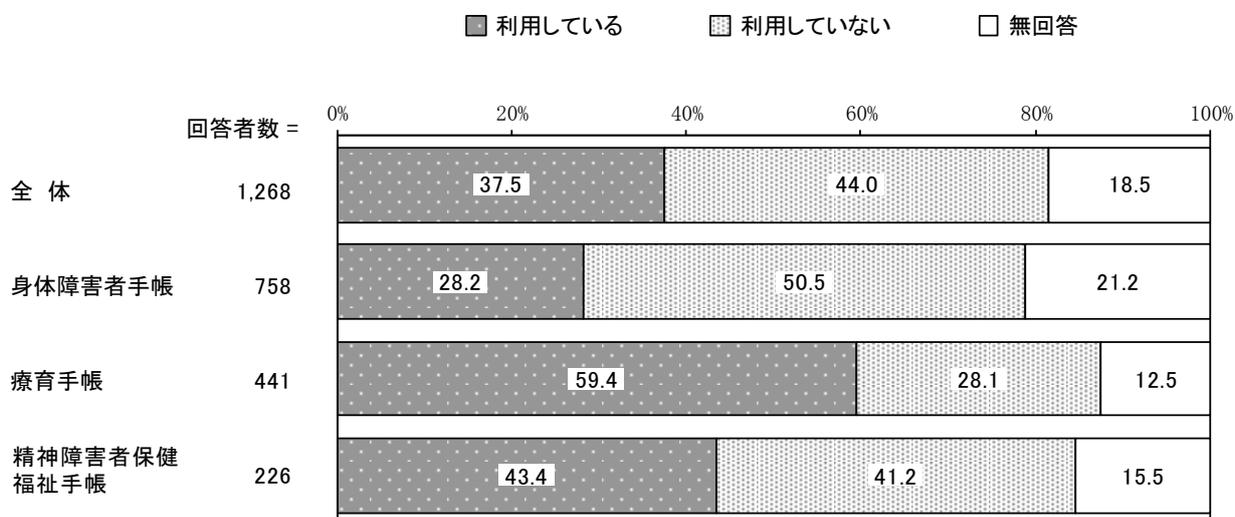
### ① 障害福祉サービスの利用状況について

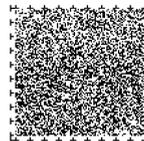
「利用している」の割合が37.5%、「利用していない」の割合が44.0%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「利用している」の割合が28.2%、「利用していない」の割合が50.5%となっています。

療育手帳では、「利用している」の割合が59.4%、「利用していない」の割合が28.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「利用している」の割合が43.4%、「利用していない」の割合が41.2%となっています。





## ② 利用している障害福祉サービスについて

「就労継続支援（A型、B型）」の割合が21.1%と最も高く、次いで「移動支援」の割合が17.1%、「居宅介護（ホームヘルプ）」の割合が16.0%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「居宅介護（ホームヘルプ）」の割合が24.8%と最も高く、次いで「生活介護」の割合が14.0%、「施設入所支援」、「移動支援」の割合が13.6%となっています。

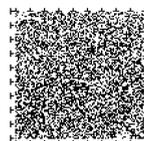
療育手帳では、「放課後等デイサービス」の割合が28.2%と最も高く、次いで「就労継続支援（A型、B型）」の割合が26.7%、「移動支援」の割合が25.2%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「就労継続支援（A型、B型）」の割合が34.7%と最も高く、次いで「相談支援」の割合が18.4%、「移動支援」の割合が16.3%となっています。

単位：%

区分	回答者数（人）	居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型、B型）	就労定着支援	自立生活援助	療養介護	短期入所（ショートステイ）	共同生活援助（グループホーム）
全体	475	16.0	1.9	0.8	1.9	0.4	9.7	4.0	—	1.5	21.1	0.8	0.8	0.8	9.9	6.9
身体障害者手帳	214	24.8	4.2	1.4	1.4	0.9	14.0	6.1	—	—	9.8	—	1.4	1.4	12.1	4.2
療育手帳	262	9.2	1.1	0.8	2.3	—	10.3	3.8	—	1.1	26.7	0.8	0.4	0.8	11.5	9.5
精神障害者保健福祉手帳	98	12.2	—	—	2.0	—	5.1	2.0	—	4.1	34.7	2.0	—	1.0	5.1	6.1

区分	施設入所支援	相談支援	地域移行支援	地域定着支援	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型児童入所支援	医療型児童入所支援	地域活動支援センター事業	移動支援	日中一時支援事業	無回答
全体	8.8	14.5	0.4	0.4	—	6.7	15.8	0.4	2.3	1.5	0.2	4.2	17.1	8.0	14.9
身体障害者手帳	13.6	9.3	0.5	0.9	—	3.3	7.5	—	0.5	—	—	3.7	13.6	7.5	18.7
療育手帳	6.1	20.2	—	—	—	12.2	28.2	0.8	4.2	2.7	0.4	3.1	25.2	13.4	10.3
精神障害者保健福祉手帳	4.1	18.4	2.0	1.0	—	4.1	10.2	—	3.1	—	—	8.2	16.3	3.1	16.3



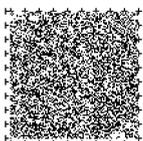
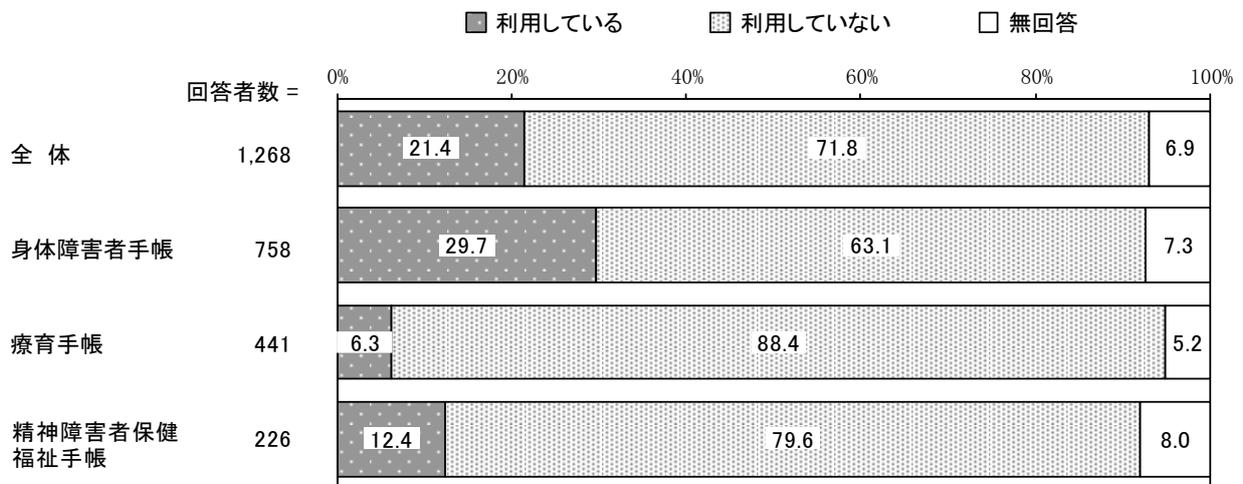
### ③ 介護保険サービスの利用状況について

「利用している」の割合が21.4%、「利用していない」の割合が71.8%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「利用している」の割合が29.7%、「利用していない」の割合が63.1%となっています。

療育手帳では、「利用している」の割合が6.3%、「利用していない」の割合が88.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「利用している」の割合が12.4%、「利用していない」の割合が79.6%となっています。



## (9) 介護の状況

### ① 介助者の年齢

#### 【介助してくれる家族がいる方の回答】

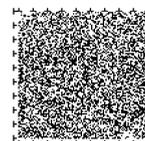
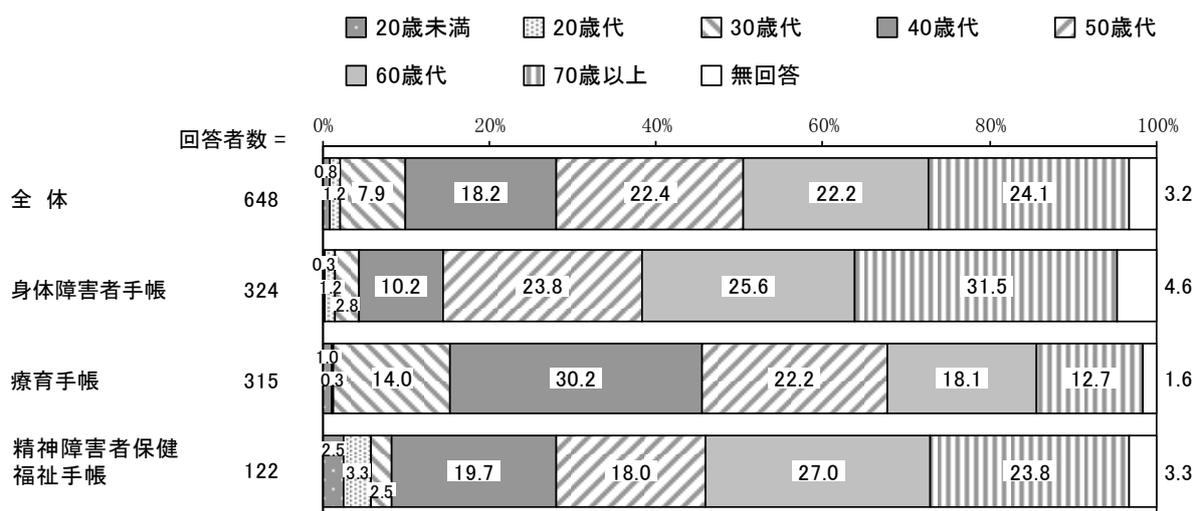
##### ① 年齢（令和元年9月1日現在）

「70歳以上」の割合が24.1%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が22.4%、「60歳代」の割合が22.2%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳では、「70歳以上」の割合が31.5%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が25.6%、「50歳代」の割合が23.8%となっています。

療育手帳では、「40歳代」の割合が30.2%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が22.2%、「60歳代」の割合が18.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、「60歳代」の割合が27.0%と最も高く、次いで「70歳以上」の割合が23.8%、「40歳代」の割合が19.7%となっています。



## 3 アンケート調査からみた課題

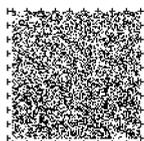
ここでは、アンケート調査結果をもとに、第5期和歌山市障害者計画の4つの基本目標別に課題を整理しました。

### (1) とともに理解し合う地域づくり

- 障害者の社会参加を促すため、障害者のアクセシビリティの向上や障害への理解促進が必要
- 障害者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが大切
- 障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していくことが必要

### (2) 地域での生活を送るための支援体制づくり

- 必要な人に情報が届く仕組みづくりや相談体制の充実が必要
- 多様化・複雑化する支援ニーズに対応した生活支援体制の整備が必要
- 保健・医療・保育・教育について、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要
- 年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していくことが必要
- 成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要

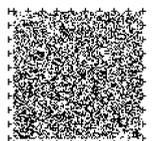


### (3) 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

- 保健・医療・保育・教育について、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要
- 障害者が安心して働ける環境づくり、障害や特性に応じた就労支援が必要
- 一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブな教育に向け、体制の強化を図ることが必要
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていくことが必要

### (4) すべての人にやさしいまちづくり

- 障害のある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくすることが必要
- 災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害者の援護体制の強化を図っていくことが必要





## 第 3 章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

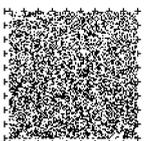
「ともに生き・ともに暮らせるまち」とは、障害のある人もない人もすべての人がともに生きるひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会です。

このようなまちを築いていくためには、障害のある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人々が自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い・助け合いながら、共生できる社会である必要があります。

本計画においては、和歌山市障害者計画（第4期）で掲げた基本理念が、今後も本市が目指すべき社会の姿をあらわしていると考え、この基本理念を継承し推進するとともに、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう、地域での支え合いと、心の通い合うまちづくりに向けて施策を推進します。

この基本理念は、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画共通の基本理念とします。

**ともに生き・ともに暮らせるまち わかやまし**



## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 障害のある人の主体性、自立性の確立

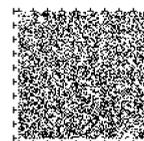
障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する施策の主体としてとらえ、必要な知識や技能を身につけ、自らの力を発揮し、生きがいや誇りを持ち、自らの意思により自分らしい生き方や幸福の追求ができるよう、支援に努めます。あわせて、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が自主的に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### (2) 個性を尊重し合い、支え合いによる自立生活の実現

障害のある人が社会参加したり自立した生活を送るためには、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえることが大切です。また、発達障害、難病、高次脳機能障害等については、さらに理解を深めることが求められます。個性を尊重し合い、支え合いによる自立生活の実現のため、市民の障害のある人への理解をより一層深めるよう努め、誰もが社会の一員として互いに尊重し合い、支え合うことを推進するとともに、障害のある人一人ひとりの障害特性への配慮や生き方に応じた支援の強化・充実に努めます。

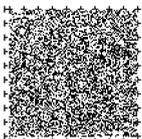
### (3) 公民協働による総合的・効果的な施策の推進

障害のある人が人生における全段階を通じて、切れ目のない適切な支援を受けられるよう、障害のある人のための施策を総合的・効果的に推進し、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの関連分野の施策との連携に努めるとともに、地域住民・NPO・ボランティア、企業などとの連携による公民協働による取り組みに努めます。



#### (4) 身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実

障害のある人が社会に参加し、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して身近な地域で生活できるよう、障害のある人の活動を制限している心的・物理的なバリアを取り除くことに努め、社会のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人の社会参加や活動を促進するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めるとともに、施設・設備、サービス、情報、制度等、利用しやすいまちを目指します。



## 3 基本目標

### 基本目標 1 とともに理解し合う地域づくり

障害のある人が身近な地域で生活していくためには、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、地域住民の障害や障害のある人への理解を深めていくことが大切です。特に、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等に関しては、それらの障害特性や必要な配慮等について、さらなる理解の促進が求められます。

障害のある人への理解を深め、誰もが障害のある人に対し自然に手助けすることができるよう、広報・啓発をはじめ、交流やふれあいの機会等を活用し、子供のころから人権教育や福祉教育などを推進します。

### 基本目標 2 地域での生活を送るための支援体制づくり

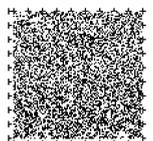
障害のある人が自分らしい生活を安心して送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。

そのためには、障害のある人が地域生活を送るにあたってのさまざまな課題とともに取り組み、自らの意思で解決できる手助けとなるような相談支援体制の充実をはじめ、障害のある人への正しい理解、日中活動の場や生活の場の整備が必要不可欠です。保健・医療・福祉・住宅・雇用・労働、その他の分野との連携のもと生活等の支援施策のさらなる充実を図ります。

### 基本目標 3 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

障害のある人一人ひとりが社会の一員として、生きがいをもって生活できることが大切です。

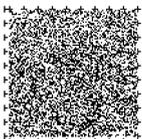
そのためには、障害のある人のライフステージに応じて、もてる力を十分に発揮できるように、療育、教育や就労等、乳幼児期からの切れ目のない支援体制の充実に努めます。



## 基本目標 4 すべての人にやさしいまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくため、障害のある人もない人も暮らしやすいまちをめざし、道路・公共交通機関・住宅・建築物等のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに基づき、誰もが利用しやすいよう、各種施設・設備の整備に努めます。また、障害のある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐ仕組みづくりに努め、災害や犯罪等の心配のない安心・安全なまちづくりを推進します。

さらには、障害のある人が適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるほか、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように、障害のある人に対して、選挙時における配慮等を行います。

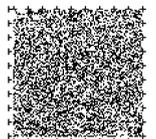
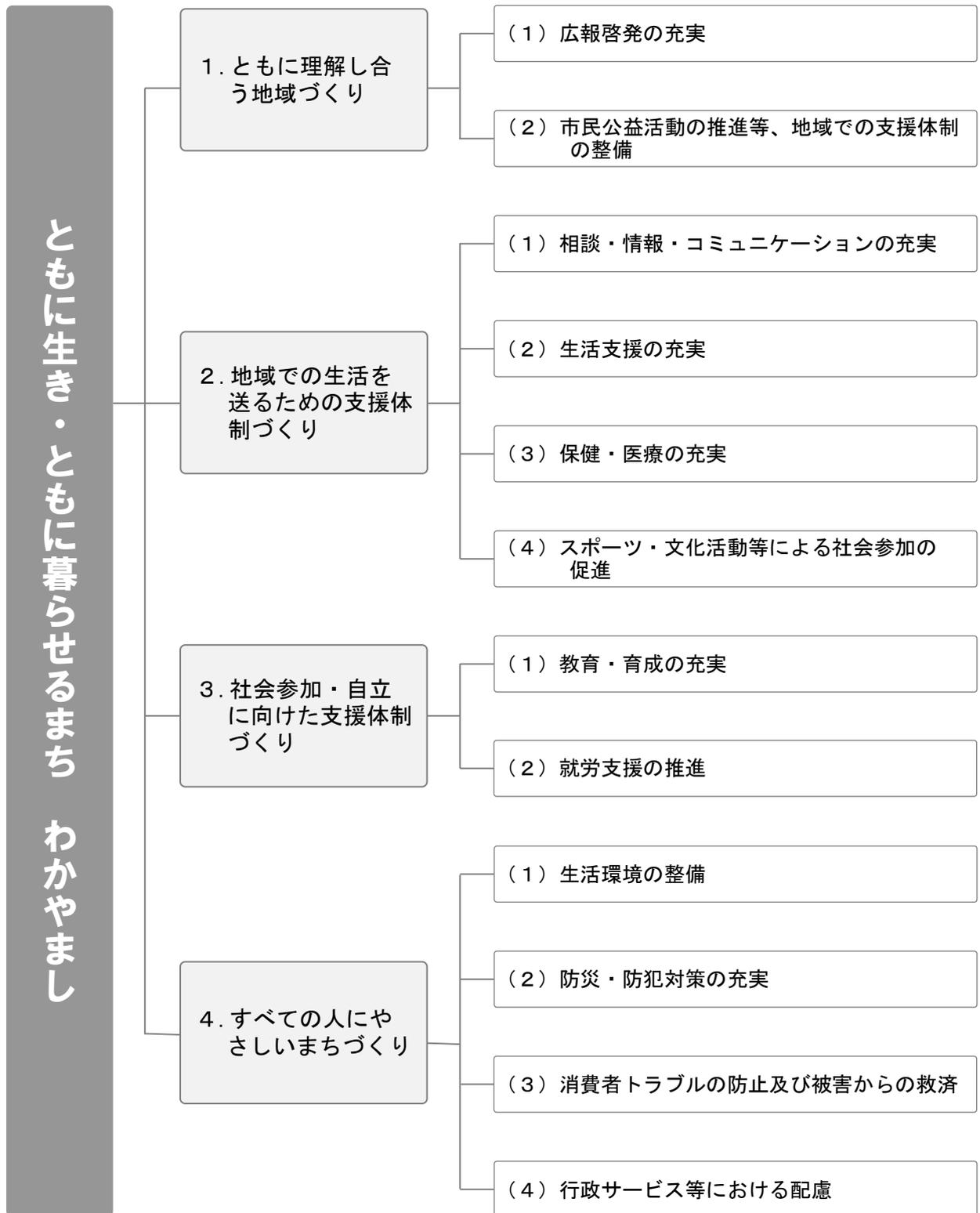


## 4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]





# 第4章 施策の展開

## 1 とともに理解し合う地域づくり

### (1) 広報啓発の充実

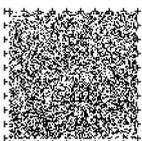
#### 方向性

- 地域住民の障害や障害のある人への理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消を推進する。そのためにも、合理的配慮の提供の推進や障害を正しく理解するための周知・啓発を行っていきます。
- 「地域共生社会」の実現に向け、障害の有無に関わらず、身近な地域での、交流やふれあいの機会等を充実していきます。
- 障害のある人への理解を深め、誰もが障害のある人に対し自然に手助けすることができるよう、子供のころから人権教育や福祉教育などを推進します。

#### 具体的事業

##### ① 理解の促進

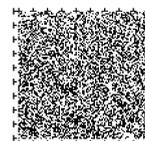
事業名	事業内容
広報・情報媒体等を活用した広報・啓発	市報わかやまやパンフレット、市のホームページ等の多様な広報媒体を通じて、障害のある人に関する情報の迅速な提供や啓発に努めるとともに、理解しやすい形での情報の周知啓発を図っていきます。また、さらにユニバーサルデザインに配慮したホームページを作成し、効果的な情報の提供に努めるとともに、障害のある人に関する情報について、情報が迅速、確実に届くよう、障害の特性に応じた伝達手段を用いるよう努めます。
障害者週間等における啓発活動の推進	障害者団体等と連携しながら、障害者週間における街頭での啓発活動や庁舎内での授産品販売の継続実施をはじめ、各種イベントにおける障害福祉をテーマとした啓発活動を推進します。また、地域や障害者施設で行われる各種行事や文化・スポーツイベントにおける障害のある人との交流機会の拡大等、さまざまな機会を通じて市民への啓発活動を進めます。



事業名	事業内容
障害者団体や当事者等との連携による啓発活動の推進	地域における効果的な啓発活動を行うことを目指し、障害者団体、当事者等の主体的な啓発活動を支援するとともに、連携しながら啓発活動を進めます。
障害に関する正しい理解の普及・促進、障害を理由とする差別の解消の推進	あらゆる年代の幅広い市民に対して、講演会、広報活動、学校教育を通じて、障害に関する正しい知識と理解の普及・啓発や合理的配慮の提供の推進、人権のこころの育成に努めていきます。特に、障害の特性や障害のある人への配慮についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
障害者団体の活動の周知	障害者団体の活動を支援し、それぞれの障害者団体の活動に関する情報を周知し、団体活動の支援を推進します。
グループホーム等障害児者施設・事業所整備への理解促進	グループホーム等障害児者施設・事業所について周辺住民の方々の理解や協力が得られるよう、地域でのイベント等において地域との交流を図り、障害児者に関する正しい理解の促進を図ります。

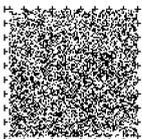
## ② 交流の促進

事業名	事業内容
障害のある人との交流の促進	障害者団体や障害者施設がバザーや夏祭り等の各種行事を通じて行う地域住民との交流を支援し、また障害者施設やグループホームの利用者に自治会活動への参加を促すことで地域との交流を促進します。
障害のある人の地域活動への参加の促進	民生委員・児童委員やNPO・ボランティア団体等との連携により、障害のある人の地域活動やイベント等への参加を促進し、市民に障害への理解を深める機会の拡充に努めます。 学校教育や社会教育をはじめ、福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会を充実するとともに、人権のこころや福祉のこころの育成に努めていきます。また、地域活動やイベントでの啓発活動、講演会などを通じてあらゆる年代の幅広い市民を対象とした福祉教育の推進にも努めていきます。



### ③ 福祉教育の推進

事業名	事業内容
福祉体験学習、人権教育や福祉教育の推進	子供たちの障害のある人への理解が深まるよう、学校教育や社会教育をはじめ、福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会を充実するとともに、人権のこころや福祉のこころの育成に努めます。また、地域活動やイベントでの啓発活動、講演会などを通じてあらゆる年代の幅広い市民を対象とした福祉教育の推進にも努めていきます。
交流教育の推進と教職員の資質の向上	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害の特性にあった合理的配慮について考え、障害のある子もない子も共に学び合える交流及び共同学習を推進していくとともに、教職員の専門性の向上を目指すといった特別支援教育の充実を図ります。



## (2) 市民公益活動の推進等、地域での支援体制の整備

### 方向性

○障害のある人とない人が地域でともに暮らす中で、障害への正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、市民公益活動等を促進し、多くの市民が地域福祉活動に参加できる機会や場を拡充するとともに、市民公益活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

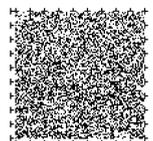
### 具体的事業

#### ① 地域福祉活動の推進

事業名	事業内容
地域福祉活動の推進	身近な地域での支え合い活動をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者団体、NPO法人・ボランティア等の関係者がそれぞれの立場や役割に応じた自主的・積極的な地域福祉活動の推進に向けて連携協働が行えるよう、「和歌山市地域福祉計画」等と連携しながら取り組みに努めます。また、市民公益活動登録、市民公益活動紹介を強化し、人材確保に努めます。
相談体制の整備	相談員制度の周知を図り、相談しやすい体制を整備します。また、障害のある人の生活実態や支援の必要性を把握するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を含めた地域福祉活動を行う関係者との密接な連携を図ります。

#### ② 市民公益活動の推進

事業名	事業内容
市民公益活動の啓発・促進	「和歌山市地域フロンティアセンター」を通じて、ボランティア募集情報の収集および市民公益活動に対する意識の向上を図り、市民の活動への参加を促します。 また、学生の社会貢献活動の充実を図るため、職員が市民公益活動の現場に出向いて集めた情報や取り組み事例の紹介等により理解と協力の促進にも努めます。
市民公益活動の支援	市民公益活動に取り組む人たちが気軽に交流し情報交換ができる地域フロンティアセンターを整備していくとともに、市民公益活動に参画する意図がある人やボランティアのサポートが必要な人の具体的なニーズを把握するため、市民公益活動の現場に出向き、顔の見える関係づくりを目指し、相談等を気軽にもちかけてもらえる環境づくりに取り組みます。



## 2 地域での生活を送るための支援体制づくり

### (1) 相談・情報・コミュニケーションの充実

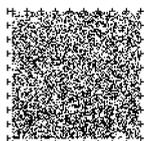
#### 方向性

- 障害のある人が地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図っていきます。
- 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図ります。

#### 具体的事業

##### ① 相談支援体制の充実

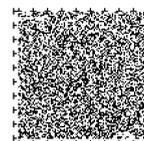
事業名	事業内容
相談支援事業の充実	相談支援事業を担う人材の育成や相談支援事業に関する周知を図ることで、相談支援事業を充実させ、障害のある人のそれぞれの課題（ニーズ）に対してともに考え、自ら解決する力を導くことを基本として、地域生活でのさまざまな課題に対応した支援を行います。 また、障害のある人への支援を行うため、相談支援事業を担う人材の育成や相談支援事業に関する周知を図り、相談支援事業の充実に努めます。
自立支援協議会の充実	相談支援事業の充実に向けて、日常の相談支援活動の中で把握された地域の課題の共有化や対応策の検討を行うことをはじめ、自立支援協議会の運営会議、専門部会、定例会において、会議内容の充実を図り、関係機関の連携を深めることにより、障害者支援体制の強化に努めます。
障害のある子供をもつ親への支援の充実	不安を抱えている保護者に対し、きめ細かな支援ができるよう、今後さらに各関係機関と連携を密にし、子供にとって適切な環境をつくり、適切な対応により健全な発達が促せるよう支援に努めます。また、療育に関する相談や指導体制を強化するとともに、発達相談員や保健師などが連携して保護者の支援に努め、また障害のある子供を育てている親同士で相談や情報交換を行う機会の充実を図ります。
相談支援を担う人材の養成と資質の向上	相談支援の充実を図るため、県の実施する相談支援事業に関する研修等を活用するなど、県と連携しながら、相談支援を担う人材の養成や資質の向上に努めます。



事業名	事業内容
身近な相談機能の充実	身近な地域における相談者となる身体障害者相談員、知的障害者相談員、心身障害児相談員、民生委員・児童委員、障害者団体等と連携しながら、身近な相談機能の充実を図ります。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、相談員制度の周知を図ります。

## ② 情報提供の充実

事業名	事業内容
障害のある人に配慮した情報の提供	声の市報や点字市報の発行、手話放送等により、今後も障害のある人に配慮した情報伝達に取り組みます。また、さらにユニバーサルデザインに配慮したホームページを作成し、効果的な情報提供に努めます。
福祉情報提供の充実	広い範囲にわたる福祉情報についての的確に提供できるよう、ホームページ等の内容を工夫するとともに、関係機関窓口・電話相談等で適切に情報提供できるよう連携及び情報の共有に努めます。 また、合理的配慮や障害者差別解消法、福祉に関する情報等の分かりやすい形での周知・啓発を推進していきます。
相談員や障害者団体等との連携による情報提供の促進	障害のある人がさまざまな機会や場を通じて、制度や福祉サービス等に関する情報を入手できるよう、相談員や障害者団体等、地域福祉活動に携わる関係者との連携を強化し、関係機関がアウトリーチ機能を果たしながら、必要な方にタイムリーに情報が届くよう、情報提供の促進を図ります。
コミュニケーション支援事業の充実	聴覚や視覚に障害のある人のコミュニケーションの手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、意思疎通支援者養成の推進、講座内容の充実に努めます。手話通訳、要約筆記者の養成の推進及び派遣、手話通訳者の設置、盲ろう者向け通訳介助員の養成及び派遣、点字市報・声の市報の発行等の充実を図ります。



## (2) 生活支援の充実

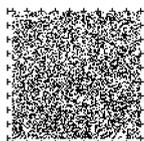
### 方向性

- ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。
- 障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁（バリア）を除去するための合理的配慮を推進します。

### 具体的事業

#### ① 自立支援給付・地域生活支援事業等の推進

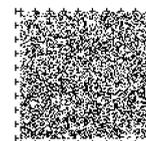
事業名	事業内容
訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめとした訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保を図ります。また、障害の状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、自立支援協議会等の開催を通して、地域の事業者の動向を把握するとともに、様々な機会をとらえて、研修会等の情報提供を行い、質の向上を図ります。
日中活動系サービスの充実	事業者に対する研修会実施等により、適切な支援の提供が行える体制を整え、各サービスの質の向上を図り、障害のある人の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所の各サービスの充実に努めます。
居住系サービスの充実	障害のある人が安心して地域生活を送るためには、地域における居住の場の確保が必要であるため、既存の事業所の質の向上、サービスの充実を図るとともに、希望する新規参入者に対して適切な情報提供等ができる体制を整え、グループホーム（共同生活援助）事業者の確保に努め、充実を図ります。
地域生活支援事業の推進	地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、今後、障害のある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。



事業名	事業内容
補装具事業の充実	障害のある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすくしてくれる補装具について、医療機関や業者とも連携を図り、補装具の給付の充実及び普及促進に努めます。
自立支援医療の周知	自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院）により医療を受給されている人への医療費の軽減のための給付の充実を図るとともに、医療機関と連携し、対象となる人に対して制度の周知に今後も努めます。

## ② サービス提供基盤の確保

事業名	事業内容
グループホームの確保	施設から地域生活への移行を希望する人や精神科病院に入院中で地域に社会資源があれば退院可能な精神障害のある人などの地域での生活の場の保障となるグループホームの計画的な整備を進めます。
訪問系サービス実施事業所の参入促進	障害のある人の日常生活を支える訪問系サービスについては、今後も利用の増加が見込まれるため、参入事業所を増やし、サービス提供体制、受入れ体制の管理を徹底し、必要な人に対して適切なサービス利用の確保を図るとともに、様々な機会をとらえて、研修会等の情報提供を行いつつ、障害の特性を理解したホームヘルパーの確保に努めます。
重度障害のある子供等の短期入所受け入れ事業所の確保	短期入所について、今後、重度障害のある子供や精神障害のある人を受け入れられる事業所の確保に向けて、既存の事業所での受け入れや、医療機関等への事業の実施を働きかけます。 また、グループホームを新規立ち上げる事業者に対し、短期入所の部屋を確保し、受入れ体制の量的確保に努めます。
事業所等との連携による社会支援体制の構築	障害者総合支援法に基づく情報提供に努め、「就労」「自立」に向け、サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。
事業所への精神障害のある人への理解の促進	身体障害のある人、知的障害のある人を主な対象としていたサービス提供事業所に対して、精神障害の様々な特性に応じたかかわり方や理解の促進を図ります。

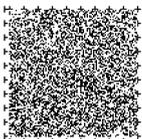


### ③ サービスの質の向上

事業名	事業内容
相談支援の充実	<p>障害のある方の様々なニーズに対して、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況等に応じてその人らしい生活を送れるように支援するために相談支援の充実と、計画相談のさらなる充実を図ります。</p> <p>また、自立支援協議会等既存のネットワークを活用し、相談支援事業所や関係機関等の連携を深める取り組みを行うとともに、相談支援専門員の数と質の向上のための取り組みを行います。</p>
福祉事業に従事する人材の育成と資質の向上	<p>施設や事業所がネットワークを構築し、それぞれに培ったノウハウなどをお互いに共有していくよう働きかけます。また、様々な機会をとらえて、研修会等の情報提供を行うなどして、人材の育成と資質の向上を図ります。あわせて、職員自身も研修等の様々な機会を通じて障害特性への理解を深めます。</p>
サービスに関する苦情・相談体制の充実	<p>サービスに関する苦情については、事業者・施設が真摯に受け止め、今後のサービスの質の向上に向けて取り組めるよう、努めます。また、事業者・施設で解決できない多問題を抱える事例については、自立支援協議会等のネットワークでの検討を通じて相談支援体制の充実に努めます。</p>

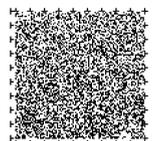
### ④ 経済的支援の充実

事業名	事業内容
年金・手当制度の周知・活用	<p>各種障害者年金・手当の受給権者が未請求とならないよう、各種制度に関するパンフレットの設置・配付等について関係各課と協力し、制度の周知に努めます。</p>
各種公費負担医療制度の周知・活用	<p>各種公費負担医療制度のうち、自立支援医療などの福祉医療制度について、医療機関と連携し、周知・広報に努めます。</p>



⑤ 権利擁護の推進

事業名	事業内容
<p>成年後見制度利用支援事業の普及・啓発</p>	<p>「成年後見制度利用支援事業」について、病院、施設等の職員への普及・啓発に努めるとともに、成年後見を必要とされる人には、成年後見人選定を申立てできるよう、家族に働きかけたり、申立てする親族がない場合は、市長申立てを進めるなどして、地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」の利用を推進します。</p> <p>また、成年後見制度利用において抱える様々な問題解決に向け、中核機関の設置や地域連携ネットワークの設置等を進め、成年後見制度利用促進に努めます。</p>
<p>日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の普及・啓発</p>	<p>知的障害や精神障害のある人等が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行っている社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携を図り、事業の普及・啓発に努めます。</p>
<p>障害を理由とする差別解消の推進及び合理的配慮の提供の促進</p>	<p>障害者差別解消法、和歌山市障害者差別解消条例、和歌山市職員対応要領等に関する広報・啓発活動を行うとともに、合理的配慮の提供の促進や障害への正しい理解の推進に努めます。</p>
<p>障害のある人等に対する虐待の防止</p>	<p>障害のある人に対する虐待の防止、虐待事案の早期発見、再発防止等に向け、相談支援事業所を始めとする関係機関と連携して迅速かつ適切な対応にあたります。また、障害のある人の養護者に対する支援等も行います。</p> <p>関係機関との連携・対応にあたっては、基幹相談支援センターとともに地域での連携システムの構築を検討し、子供や高齢者における虐待防止の仕組みと連携しながら対応を図ります。</p>



### (3) 保健・医療の充実

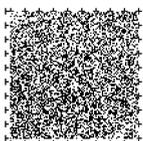
#### 方向性

○障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けられるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

#### 具体的事業

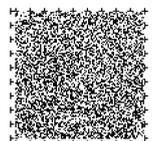
##### ① 保健・医療・リハビリテーションの充実

事業名	事業内容
障害の早期発見・早期治療に向けた母子保健施策の充実	障害の早期発見・早期治療につながるよう、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の母子保健施策の充実と周知を図り、育児不安の軽減に努めます。また、「5歳児相談事業」では、次の段階である学童期において適切な支援を受け健全な発達が促せるよう、関係機関と連携し、就学前からの適正な就学指導の実施、就学後の支援体制の構築を図り、継続した支援体制の整備を推進します。
ライフステージに応じた保健施策の充実	障害の早期発見、早期支援を図り、個々への支援については、ライフステージの変化に注視しながら年代に合わせた健康維持、増進の啓発に努め、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
保健・医療・福祉の連携による保健・福祉サービスの充実・促進	乳幼児の健康診査等で疾病の早期発見、早期治療に努め、最適な成長発達を遂げられるよう、健康管理、保健指導を行います。また、保健、医療、福祉が連携強化し、疾病の早期発見、早期治療に努め、健康の維持、増進に努めます。
医療的ケア児等の支援体制の整備	地域における医療的ケア児等が必要な支援を円滑に受けられるよう体制の整備に努めます。



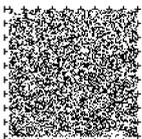
## ② 精神保健福祉施策の推進

事業名	事業内容
精神疾患や精神障害に対する知識の普及・啓発	市民のこころの健康づくりと精神疾患の発症を予防する取り組みを進め、精神障害のある人への正しい知識と理解を深めるための取組を推進します。また、パンフレット等を通じて、市民の精神疾患や精神障害に対する正しい理解の普及・啓発を、関係機関や家族会等の関係団体と連携して取り組みます。
退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行の促進	長期入院患者本人への支援として、退院意欲の喚起、本人の意向に沿った移行支援に取り組むとともに、退院可能な人が退院し、その人が住みたい地域に生活の場所を移行した後も、医療を受けながら地域でその人がその人らしく生活ができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、自立支援協議会専門部会において、精神障害のある人の退院促進支援と地域生活の移行促進の充実を図ります。
ボランティア活動の充実	地域において、精神保健福祉ボランティアの活動の充実を図ります。
精神保健福祉医療の充実	精神保健福祉医療のさらなる整備について、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保され、重層的な連携による支援体制を構築します。また、生活支援や権利擁護に働きかける精神保健福祉士等の専門職の医療機関や施設等への配置、ならびに質の向上を県や職能団体とともに目指します。
メンタルヘルスケアの推進	自殺予防やうつ病対策、ひきこもり者に対する施策等の精神保健福祉の様々な課題にも対応できるよう、地域医療機関や関係機関及び関係団体等とのネットワークの構築や相談体制の強化を図り、メンタルヘルスケアの推進を図ります。
精神医療体制の拡充	精神科医療機関と連携しながら訪問看護等の充実を図るとともに、地域において医療のアウトリーチ活動の充実を図ります。今後も、多様な精神疾患に対応した精神科医療体制の構築に向けて、県と連携して取組を推進します。



### ③ 難病患者への対応

事業名	事業内容
医療相談体制の充実	専門医や関係職種と連携しながら、日常生活に関する相談、訪問による指導等、医療相談体制の充実に努めるとともに、県難病・子ども保健相談支援センター等の専門機関との連携強化を図ります。
難病患者やその家族に対する支援の充実	難病患者やその家族に対する負担を軽減するため、障害福祉サービスが必要な難病患者に対しての支援体制充実に努めるとともに、適切な時期にサービスが利用できるよう、サービス内容や利用方法に関する情報提供及び相談体制の充実に努めます。



## (4) スポーツ・文化活動等による社会参加の促進

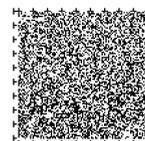
### 方向性

○障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

### 具体的事業

#### ① 社会参加の促進

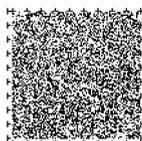
事業名	事業内容
コミュニケーション支援事業の充実（再掲）	聴覚や視覚に障害のある人のコミュニケーションの手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、意思疎通支援者養成の推進、講座内容の充実に努めるとともに、意思疎通支援者の派遣、手話通訳者の設置、点字市報・声の市報の発行等の充実を図ります。
日中活動の場の確保	精神障害のある人の退院後の日中活動の場を保障するため、日中活動系の障害福祉サービスをはじめ、精神科病院デイケアや地域活動支援センターの充実を図ります。
社会参加活動の研究	自立支援協議会精神障害者部会にて、精神障害のある方が安心して自分らしい暮らしを行えるよう、当事者のニーズを把握し社会参加活動の研究を行います。
障害のある人との交流の促進（再掲）	障害者団体や障害者施設がバザーや夏祭り等の各種行事を通じて行う地域住民との交流を支援し、また障害者施設やグループホームの利用者に自治会活動への参加を促すことで地域との交流を促進します。
市独自で実施している事業の周知・推進	市報や市のホームページを通じて障害者卓球大会等事業の周知を図ると共に、ニーズに応じた社会参加を支援する事業の推進を図ります。そのほか、独自に実施している事業の周知を図るとともに、ニーズに応じた社会参加を支援する事業の推進を図ります。



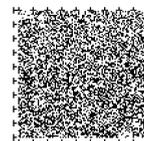
事業名	事業内容
障害に応じた情報の提供	情報の獲得が困難な障害のある人に対して、IT等の活用も含めながら、それぞれに適した情報提供の方策を研究し、障害に応じた情報提供に努めます。

## ② スポーツ・文化活動等の振興

事業名	事業内容
スポーツ大会等への支援	地域の関係団体と協力しながら、グラウンドゴルフ大会や障害者卓球大会等の開催を支援し、スポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図るとともに、ホームページや市報わかやまによる周知を図り、障害のある人の社会参加を促進します。
スポーツ活動の振興	障害のある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、生涯スポーツ交流大会の開催に際し、ホームページや市報を活用し、広く参加者を募っていきます。広報による各種イベント・スポーツ大会への参加促進、活動を支えるボランティアや指導者の育成等に努めます。また、各種ボランティア関係団体と連携を強化し、障害者スポーツの振興を図ります。
文化・芸術活動の機会の充実及び環境整備の推進	和歌山市文化芸術推進基本計画を基に、障害者の文化芸術活動の機会や発表の場の環境整備を推進し、障害のある人の文化芸術活動の充実を図ります。
スポーツ・レクリエーションの情報提供の充実	スポーツ教室やイベント等を開催し、障害のある人が気軽にスポーツに参加できる環境整備を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する情報提供の充実に努めます。
ふれ愛事業の充実	ふれ愛センターで実施している、ふれ愛センター事業及び障害者いきいき事業について、事業内容の充実に努めます。



### 3 社会参加・自立に向けた支援体制づくり



#### (1) 教育・育成の充実

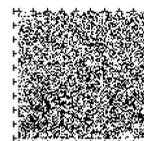
##### 方向性

- 障害のある人のライフステージに応じて、もてる力を十分に発揮できるように、療育、教育や就労等、乳幼児期からの切れ目のない支援体制の充実に努めます。
- 障害の有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

##### 具体的事業

#### ① 障害のある子供への切れ目のない療育体制の充実

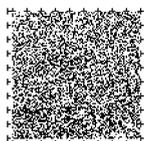
事業名	事業内容
障害の早期発見・早期治療に向けた母子保健施策の充実（再掲）	障害の早期発見・早期治療につながるよう、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の母子保健施策の充実と周知を図り、育児不安の軽減に努めます。また、「5歳児相談事業」では、次の段階である学童期において適切な支援を受け健全な発達が促せるよう、関係機関と連携し、就学前からの適正な就学指導の実施、就学後の支援体制の構築を図り、継続した支援体制の整備を推進します。
ライフステージに応じた保健施策の充実（再掲）	障害の早期発見、早期支援を図り、個々への支援については、ライフステージの変化に注視しながら年代に合わせた健康維持、増進の啓発に努め、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
障害のある子供にかかわる各種サービスの充実	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスについて、自立支援協議会等を通じて連携に努め、質の向上を支援します。
訪問系サービスの充実（再掲）	居宅介護をはじめとした訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保を図ります。また、障害の状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、自立支援協議会等の開催を通して、地域の事業者の動向を把握するとともに、様々な機会をとらえて、研修会等の情報提供を行い、質の向上を図ります。
重度障害のある子供等の短期入所受け入れ事業所の確保（再掲）	短期入所について、今後、重度障害のある子供や精神障害のある人を受け入れられる事業所のさらなる確保に向けて、既存の事業所での受け入れを働きかけます。 また、今後グループホームを新規立ち上げする事業者に対し、短期入所の部屋を確保し、受入れ体制の量的確保を目指します。



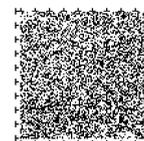
事業名	事業内容
障害のある子供をもつ親への支援の充実（再掲）	<p>不安を抱えている保護者に対し、きめ細かな支援ができるよう、今後さらに各関係機関と連携を密にしていき、子供にとって適切な環境をつくり、適切な対応により健全な発達が促せるよう、障害の早期発見、早期支援に努めます。</p> <p>また、療育に関する相談や指導体制を強化するとともに、発達相談員や保健師などが連携して保護者の支援に努め、また障害のある子供を育てている親同士で相談や情報交換を行う機会の実現を図ります。</p>
障害のある子供の保育の充実	<p>支援が必要な子供が安心して施設を利用できるよう、専門職員による巡回指導や障害児保育研修の実施を行うとともに、関係機関などとの連携を図りながら障害のある子供の保育の充実を図ります。</p>
障害のある子供への療育の充実	<p>障害のある子供が安心して療育を受けられるように、関係機関と連携を図りながら児童発達支援センター等の受け入れ体制等の充実を図ります。</p> <p>また、集団での活動において課題がある子供に対する支援体制について、関係機関と連携をとりながら、整備を図ります。</p>

## ② 特別支援教育の推進

事業名	事業内容
障害のある子供の教育支援体制の充実	<p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害の特性に合った合理的配慮について考え、障害のある子もいない子も共に学び合える交流及び共同学習を推進していくとともに、ユニバーサルデザイン授業を推進するための研修等を実施し教職員のスキルアップを目指します。</p>
巡回訪問事業の充実	<p>特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ巡回訪問を充実させます。特別支援教育専門員が各学校を巡回支援訪問し、学校の支援体制や適切な支援の在り方について助言を行います。</p>



事業名	事業内容
校内支援体制の確立	<p>教職員の意識改革と指導力向上を一層進めることに努め、専門的な立場から意見を得られるよう、教育・福祉・医療などの関係機関との積極的な連携を進めます。</p> <p>また、特別支援教育支援員の専門性の向上、個別の指導計画・教育支援計画の位置づけを明確にし、全ての学校に特別支援教育支援員の配置を目指します。さらに合理的な配慮が必要な児童生徒に個別支援ができるよう複数配置（特別支援教育支援補助員）の充実に努めます。</p>
就学指導の充実	<p>適正な就学指導を行うため、就学指導を申請するまでのプロセスを各校に周知徹底するとともに、特別支援教育コーディネーター研修等を充実させ、支援を要する児童生徒の実態を的確に把握し、適切な学びの場を迅速に提供できる体制づくりに努めます。</p>
教育施設・設備の充実	<p>スロープや手すりの設置、トイレの改修等、学校施設のバリアフリー化に努めます。また、毎年度末、新入生等の障害特性に関する情報が得られるよう各校園に調査を依頼し、児童生徒の学習支援を保障するための施設設備の充実に努めます。</p>
進路指導の充実	<p>教育・福祉・雇用などの関連分野と連携を密にし、障害のある児童・生徒本人の意思表明を尊重しつつ、個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を作成することにより、児童生徒の情報を共有し、適切な進路指導の充実に努めます。</p>



## (2) 就労支援の推進

### 方向性

○障害特性・状態に応じて、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労を充実させるとともに、一般就労・就労継続に向けた支援をハローワーク等の関係機関とともに推進します。

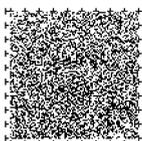
### 具体的事業

#### ① 雇用・就労への支援

事業名	事業内容
精神障害のある人、発達障害のある人等の雇用促進	ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携し、雇用義務の対象になっている精神障害や発達障害のある人の雇用機会の拡大に向けて、民間企業や事業主への啓発活動を推進します。精神障害のある人に対しては、その特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害のある人の雇用機会の拡大を図ります。また、発達障害のある人については、企業等の理解の促進を図ることにより、雇用の促進を図ります。
助成制度等の情報提供	ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携し、障害のある人の雇用促進に向けて、民間企業や事業主に対して助成制度等の情報提供を推進します。
就労に関するサービスの充実	日中活動の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援等の各サービスの充実を図り、一般就労への取り組みの強化や、働く力や意欲に応じて働くことのできる場の確保に取り組めます。
工賃アップに向けた取り組みの促進	和歌山県が策定する関連する計画と連携し、就労継続支援B型事業所などの工賃アップに向けた取り組みを支援し、自立支援協議会の就労部会等を通じて取り組み内容の周知を図り、就労の機会の拡大に努めます。

#### ② 就労に関する啓発と理解の促進

事業名	事業内容
障害のある人の雇用促進に向けた啓発	ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携し、障害のある人の雇用促進に向けて、広報等の啓発活動を推進します。
就労支援に向けたネットワークの構築	障害のある人の就労支援については、関係機関の連携を強化していくことが必要であるため、自立支援協議会就労部会や障害者雇用推進施策等を通して、関係機関と連携しながら、就労支援に向けたネットワークの構築に努めます。



## 4 すべての人にやさしいまちづくり

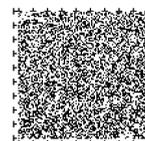
### (1) 生活環境の整備

#### 方向性

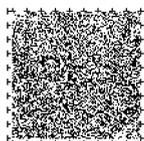
○道路・公共交通機関・住宅・建築物等のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに基づき、誰もが利用しやすいよう、各種施設・設備の整備に努めます。

#### 具体的事業

事業名	事業内容
ユニバーサルデザインの普及・啓発	ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方について、地域福祉計画と連携しながら、啓発に努めます。
公共施設・道路・公園等のバリアフリー化	公共施設等のバリアフリー化については、必要性や緊急性に応じながら、計画的な整備に努めます。また、スロープやオストメイト対応型トイレの設置等については、個々の障害に対応できるように整備の促進を行い、既存施設の案内表示を分かりやすく変更し利便性の向上を図るとともに、利用者本位に基づく利用方法など、関係機関に働きかけていくことに努めます。
視覚障害者用誘導シートの設置	身体障害のある人に潤いのある歩行者空間を提供し、安全かつ快適に通行できる空間を確保できるよう、視覚障害者用誘導シートの設置予定箇所の舗装面の状態が悪い場合は修繕し、誘導シートの設置を計画的に進めます。
低床バスの導入の支援	公共バスを利用する障害のある人や高齢者等の利便性を向上させるため、国の制度に則った低床バスの導入支援を行うとともに、公共交通の利便性向上及びバリアフリー化の推進に努めます。
障害のある人向けの住宅確保	将来の人口減少及び管理経費の削減を進める必要性の観点から、新設住宅を建設する場合、建替え戸数及び住棟配置計画等の検討を行うことなど全体計画の見直しを行い、さらにバリアフリー化を拡大して障害のある人向け住宅の確保に努めます。



事業名	事業内容
<p>「和歌山市営住宅長寿命化計画」に基づくバリアフリーの推進</p>	<p>老朽化が進行して安全性が低くなり、現在のライフスタイルに適合しない設備・仕様に対する住宅は効率性・採算性を踏まえ、現地建替・統廃合、非現地建替・統廃合などを行いながら、住戸内外のバリアフリー化等、障害のある人などに配慮した住宅設備を推進していきます。</p>
<p>住宅改修への支援</p>	<p>「和歌山市重度身体障害者住宅改造助成事業」や「日常生活用具給付等事業」を通じて住宅改修の助成を行い、民間住宅の改修等を支援します。</p>



## (2) 防災・防犯対策の充実

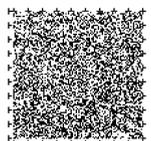
### 方向性

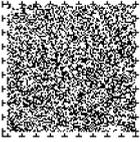
○障害のある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐ仕組みづくりに努め、災害や犯罪等の心配のない安心・安全なまちづくりを推進します。

### 具体的事業

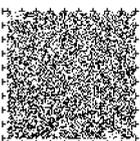
#### ① 防災対策の充実

事業名	事業内容
災害に強い地域づくり	防災関係部局及び福祉関係部局が連携するとともに、地域全体で互いに助け合うことができる共助の精神を築き、災害に強い地域づくりを推進するため、防災訓練や出前講座等で周知・啓発に努め、災害に強い地域づくりを推進します。
防災に対する意識の向上	防災に関する意識の向上を図るため、市報やホームページ、防災講座等を活用して、防災に関する情報を発信し、防災知識の普及・啓発に努めます。また、災害時の情報の伝達・入手方法、避難所に関する事項その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（防災マップ等）の作成・周知を推進します。
防災対策の推進	障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者を小単位で把握するとともに、その対策を明確にし、安全な避難ができるよう、モデル地区での取り組みを検証する事で、共助の取り組み体制を推進し、避難行動要支援者の地域における支援体制の充実を図ります。
家具転倒防止事業等の推進	地震時に安全な避難を実施し、被害の軽減を図るため、家具転倒防止固定金具取付事業・感震ブレーカー設置補助事業や住宅耐震化促進事業の周知、推進を図ります。
サービス提供事業者における防災対策の促進	障害のある人の安全を確保するために、サービス事業者に対して、防災計画の作成や防災訓練の実施、施設や設備等の安全点検など災害対策の推進について周知します。



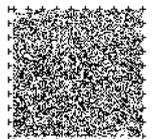


事業名	事業内容
自主防災組織の育成	災害時の自助、共助の理念に基づき、地域の防災会が開催する防災訓練が多くの住民が関心をもって参加、体験ができ、身近な防災活動に活かせることができるような実践的な内容となるよう支援を行うとともに、自主防災組織の育成・強化を図ります。
災害時における情報伝達及び連絡体制の整備	災害発生時に正確な情報が速やかに伝達できるよう、関係機関と連携を図り、特に在宅や単身の障害のある人の状況把握に努めます。また、災害時に福祉用具等を迅速に供給できる連絡体制の整備に努めます。
避難行動要支援者登録制度の活用	災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者（災害時の避難に特に支援を要するもの。）の名簿を作成することが義務付けられました。市が保有する個人情報に基づき、要介護認定者や重度障害のある人など一定の要件を満たす人についてその名簿を作成し、当該名簿登載者については、その情報を自治会、民生委員等の避難支援等関係者に提供することについての意向確認を行い、同意が得られた人の名簿を避難支援等関係者に提供、情報を共有し、さらに地域の共助を得て災害時における避難行動要支援者の避難支援および安否確認に役立てます。
緊急時の通報体制の充実	緊急事態に機敏に行動することが困難と認められる一人暮らしの障害をお持ちの方等に対し、災害、事故、急病等の緊急事態における救助、救急活動等を迅速に行うため、緊急通報システムの充実及び市民への普及啓発に取り組みます。また、聴覚及び言語に障害のある方には、インターネットを活用した通報システム（NET119）の登録など、通報システムの併用についても推進します。
避難所における障害のある人への配慮	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、関係課及び施設管理者と協力し、必要な環境と体制の整備に努めます。また災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。



## ② 防犯対策の充実

事業名	事業内容
防犯に対する意識の向上	障害のある人の悪質商法等の消費者被害の未然防止や早期発見・救済を図るため、市報やホームページ等を活用して、消費者被害に関する情報を発信し、消費生活知識の普及・啓発に努めます。
防犯対策の強化・充実	障害のある人等に対する犯罪被害を防止するため、防犯啓発や青パトによる巡回パトロールなどを実施するとともに、悪質商法等による消費者被害の発生を未然に防ぐための広報活動を更に充実します。また、悪質商法等による消費者被害の早期救済が図れるよう、相談窓口の周知広報を実施していきます。



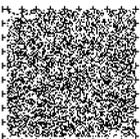
### (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

#### 方向性

○障害のある人が地域で安心して暮らすために、消費生活における安全・安心を確保していきます。

#### 具体的事業

事業名	事業内容
消費者教育の実施	障害のある人が、悪質商法等の消費者被害に遭うことのないよう、また、消費者被害の早期発見・救済が図れるよう、消費生活知識を広めるための消費者教育を実施します。



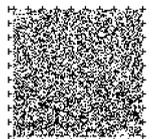
## (4) 行政サービス等における配慮

### 方向性

○障害のある人が適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めます。

### 具体的事業

事業名	事業内容
市職員の障害に対する理解の促進	障害のある人に適切に対応できるようにするため、障害を正しく理解するための研修や対応要領の研修を実施し、障害者理解の促進に努めます。
障害者マークの普及	「ヘルプマーク」「耳マーク」「ハートプラスマーク」など、障害のある人に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。また市の受付窓口「耳マーク」などを配置し、対応窓口であることを示します。
選挙時における配慮	点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。また、移動に困難を抱える障害のある人に対する配慮としては、投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。さらには、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。





## 第5章 数値目標とサービスの見込み量

### 1 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における目標の進捗状況

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

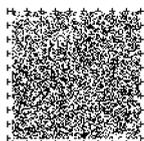
項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度末時点の入所者数		412人	平成28年度末時点の施設入所者数
令和2年度末時点の入所者数 (見込み)	404人	386人	令和2年度末の入所者数の見込み
施設入所者数の減少数(削減率) (令和2年度末目標値)	8人 (2%)	26人 (6.3%)	平成28年度末からの減少数(削減率)
地域生活移行者数(移行率) (令和2年度末目標値)	25人 (6%)	12人 (2.9%)	在宅(グループホーム含む)等に移行した人数(移行率)

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の協議の場の設置の有無	有	無	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置の有無
令和2年度の協議の場の設置の有無	有	有	

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の地域生活支援拠点等の整備	0	0	地域生活支援拠点等の整備の有無
令和2年度の地域生活支援拠点等の整備	有	有	



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の一般就労移行者数		20人	平成28年度において一般就労した人数
令和2年度の一般就労移行者数	30人	8人	令和2年度において一般就労した人数

##### ② 就労移行支援事業の利用者数

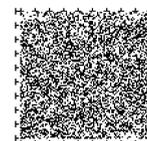
項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の就労移行支援事業利用者数		65人	平成28年度における就労移行支援事業の利用者数
令和2年度の就労移行支援事業利用者数	78人	75人	令和2年度における就労移行支援事業の利用者数

##### ③ 就労移行支援事業所の就労移行率

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の就労移行支援事業所数（就労移行率3割以上）		1事業所	就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所数
令和2年度の就労移行支援事業所数（就労移行率3割以上）	6事業所	3事業所	

##### ④ 一般就労移行後の職場定着率

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の就労定着支援事業の定着率 【30年度より事業実施】		—	過去3年間の就労定着支援の総利用者数（8人）のうち令和元年度末時点の就労定着者数（8人）の割合。
令和2年度の就労定着支援事業の定着率	85%	100%	



## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の児童発達支援センターの整備	5箇所	5箇所	児童発達支援センターの整備箇所数
令和2年度の児童発達支援センターの整備	6箇所	5箇所	

### ② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

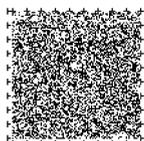
項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	0	1箇所	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備箇所数
令和2年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	1箇所	2箇所	

### ③ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	1箇所	2箇所	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備箇所数
令和2年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	2箇所	2箇所	

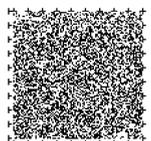
### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度末の設置	設置	未設置	協議の場の設置の有無
令和2年度末の設置	設置	設置	



⑤ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度末のコーディネーターの配置	0	0	コーディネーターの配置人数
令和2年度末のコーディネーターの配置	1人	2人	



## 2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

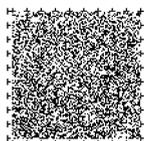
### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和5年度末の 施設入所者数	382人	令和元年度末時点(389人)から1.6%削減 【国指針：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減】
令和5年度末までの 地域生活移行者数	16人	令和元年度末の施設入所者数(389人)の4.0%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和元年度末の施設入所者数の6.0%以上が地域生活に移行】

#### ○目標達成のための方策

施設入所者及び出身世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者に対して、サービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活への支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。



## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

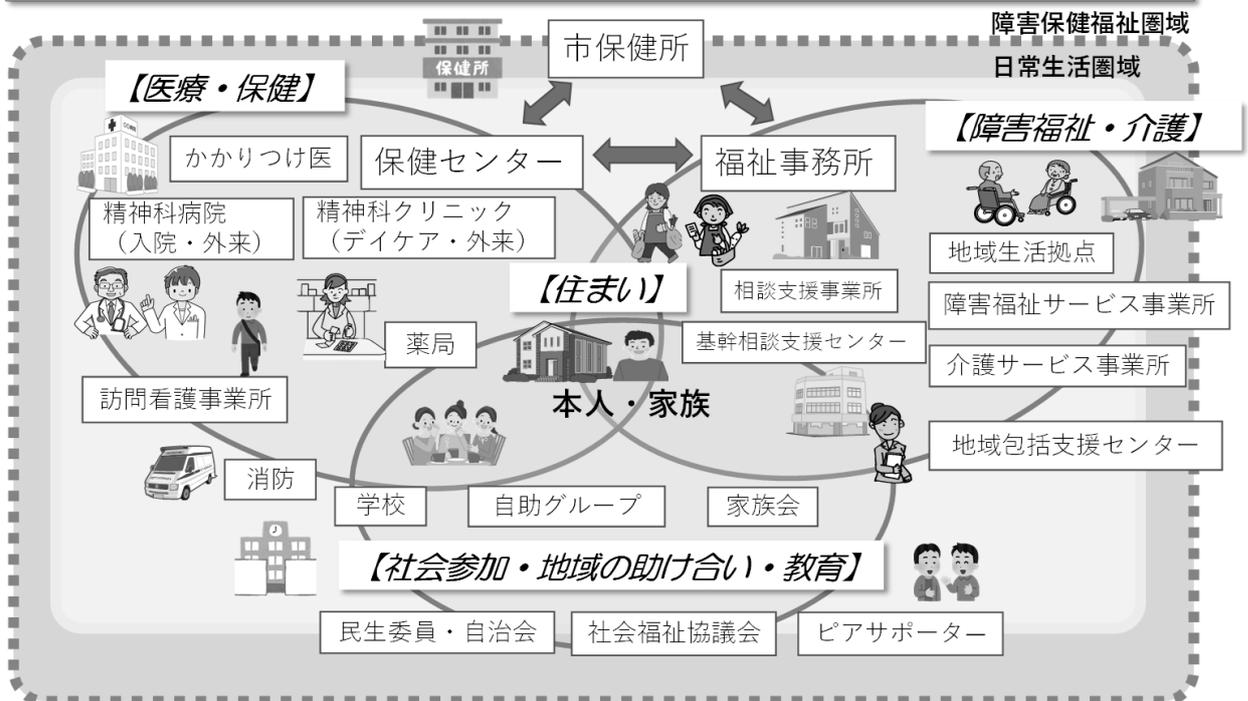
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	国が定める開催頻度は3か月に1回であるが、和歌山市は2か月に1回開催する
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	20人	22人	25人	現参加者に加えて、ピアサポーター、医療従事者、行政機関職員の参画を目指す
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	目標設定、評価のための協議を各1回ずつ開催する

### ○目標達成のための方策

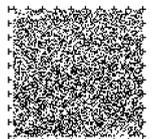
和歌山市自立支援協議会精神障害者部会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを継続します。また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けた取り組みを行うため、参加者の増員など協議の場の充実を図ります。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・保健、障害福祉・介護、住まい、社会参加・地域の助け合い・教育などが包括的に確保された地域包括ケアシステムを目指し、当事者、行政機関、精神科医療機関、地域援助事業者などとの協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。 <精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築>



バックアップ  
 県障害福祉課、県精神保健福祉センターなど  
 (広域調整、精神科救急体制整備、通報対応、企画・調査研究、講師派遣等の技術協力、県設置の協議の場など)



### (3) 地域生活支援拠点等の整備

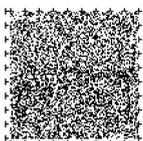
目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	【国指針：令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】

#### ○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等を障害者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化する必要があると考えます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値	設定の考え方
令和5年度の 一般就労移行者数 61人 (1.27倍増)	令和5年度中に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(48人)の1.27倍増 【国指針：令和元年度実績の1.27倍以上】
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労移行支援) 23人 (1.30倍増)	令和5年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績(17人)の1.3倍増。 【国指針：令和元年度実績の1.3倍以上】
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援A型) 17人 (1.26倍増)	令和5年度中に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(13人)の1.26倍増 【国指針：令和元年度実績の1.26倍以上】
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援B型) 21人 (1.23倍増)	令和5年度中に、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(17人)の1.23倍増 【国指針：令和元年度実績の1.23倍以上】
令和5年度における 就労定着支援事業の 利用者数 22人 (70%)	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数のうち就労定着支援を利用する人数の割合。 【国指針：7割が就労定着支援事業を利用することを基本】
令和5年度における 就労定着支援事業の 就労定着率 70%	過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が8割以上の事業所割合。 【国指針：就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本】



## ○目標達成のための方策

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。

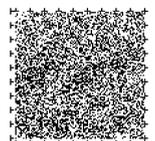
## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値		設定の考え方
令和5年度末までに 児童発達支援センター設置	6箇所	令和2年度末で5箇所設置済。 【国指針：令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本】
令和5年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有	令和2年度末で5箇所の児童発達支援センターのうち2箇所を実施。 【国指針：令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	2箇所	令和2年度末で2箇所設置。 【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本】
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所	令和2年度末で2箇所設置。 【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本】
令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場	設置	令和2年度末で設置済。 【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
令和5年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置	令和2年度末で配置済。 【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】

## ○目標達成のための方策

地域の関係機関や団体と連携しながら、新たな事業所の参入を促進し、整備等を図ります。

また、医療機関等との一層の連携により、子供一人ひとりの障害特性に応じて、適切な対応により健全な発達が促せるよう支援の質の向上に努めていきます。



## (6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
総合的・専門的な相談支援 (実施の有無)	有	有	有	【国指針：令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築】
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	480件	480件	480件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（研修含む）	11件	11件	11件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	240回	240回	240回	

### ○目標達成のための方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置しており、相談支援事業所等への専門的指導や助言を行います。また、研修会の開催等を通して相談支援事業者の人材育成に努め、相談支援体制の強化を図ります。

地域の関係機関との連携を通して、誰もが、地域の中で自分らしく暮らしていただけるための必要な地域づくりを目指します。

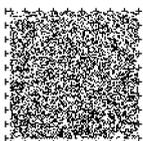
## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	【国指針：令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築】
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回	

### ○目標達成のための方策

都道府県及び市町村職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが必要と考えます。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。



## 3 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

#### 【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅にて、入浴、排泄、食事の介助等を行うサービスです。

#### 【重度訪問介護】

重度の障害があり常に介護を必要とする人に対して、居宅にて入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

#### 【同行援護】

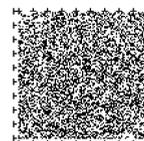
行動に著しい困難を有する重度の視覚障害のある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供などを行うサービスです。

#### 【行動援護】

知的障害・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

#### 【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に対して、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

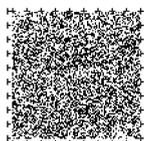


## ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人/月	752	815	854	914	951	987
	時間/月	11,773	12,904	13,607	14,675	15,312	15,961
重度訪問介護	人/月	23	21	22	22	23	24
	時間/月	4,495	4,104	4,278	4,278	4,472	4,667
同行援護	人/月	141	148	136	150	154	158
	時間/月	2,664	2,811	2,444	2,834	2,910	2,986
行動援護	人/月	27	32	32	34	35	37
	時間/月	1,101	1,287	1,426	1,515	1,559	1,648
重度障害者等包括 支援	人/月	—	—	—	—	—	—
	時間/月	—	—	—	—	—	—

## ② 見込量確保の方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。



## (2) 日中活動系サービス

### 【生活介護】

常時介護が必要な人に対して、主に日中に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

### 【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

### 【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### 【就労継続支援（A型・B型）】

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### 【就労定着支援】

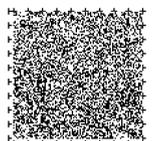
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとりまなう課題解決にむけて必要となる支援を行うサービスです。

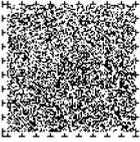
### 【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して、主に日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです。

### 【短期入所】

居宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。





## ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	777	782	782	794	798	802
	人日/月	14,755	14,798	15,097	15,175	15,274	15,354
自立訓練 (機能訓練)	人/月	4	6	3	6	6	6
	人日/月	59	81	34	81	81	81
自立訓練 (生活訓練)	人/月	44	41	53	52	55	57
	人日/月	605	456	670	655	693	718
就労移行支援	人/月	53	32	37	42	47	52
	人日/月	828	466	538	610	683	756
就労継続支援 (A型)	人/月	319	309	309	315	320	325
	人日/月	6,342	6,131	6,079	6,197	6,295	6,393
就労継続支援 (B型)	人/月	865	984	1,042	1,117	1,192	1,267
	人日/月	15,102	17,097	18,490	19,820	21,151	22,482
就労定着支援	人/月	2	7	11	14	18	22
療養介護	人/月	93	93	92	92	92	92
短期入所 (福祉型)	人/月	84	88	38	92	94	96
	人日/月	532	514	196	537	549	560
短期入所 (医療型)	人/月	12	13	7	15	16	17
	人日/月	39	35	22	40	43	45

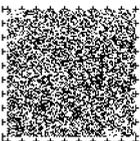
## ② 見込量確保の方策

サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

生活介護に関しては、特に重症心身障害者の特性に対応できるサービス提供の充実を図るために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保を図ります。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。

短期入所に関しては、今後も身近な地域で利用できるよう、サービス提供基盤の充実に努めます。



### (3) 居住系サービス

#### 【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

#### 【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

#### 【自立生活援助】

施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか等を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

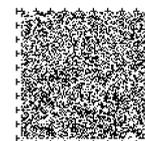
#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	306	337	373	408	443	478
施設入所支援	人/月	399	393	387	386	384	382
自立生活援助	人/月	3	4	2	8	9	10

#### ② 見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）に関しては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障害者が地域で暮らし続けるための受け皿になることが今後も期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。

施設入所に関しては、支援が必要な人が利用できるようサービス提供に努めます。また施設やグループホームの利用者が一人暮らしを希望する際の必要な支援の充実を図るために、自立生活援助に対する事業所の整備を進めます。



## (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

### 【計画相談支援】

市町村は、必要と認められる場合、特定相談支援事業者が作成するサービス利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

### 【地域移行支援】

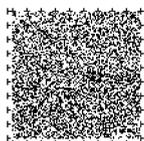
障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障害福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等の支援を行います。

### 【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談・訪問等の支援を行います。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	399	539	663	670	700	730
地域移行支援	人/月	9	11	10	13	15	18
地域定着支援	人/月	28	32	36	35	38	41



## ② 見込量確保の方策

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。

また、和歌山県と連携しながら、相談支援従事者研修の受講を促進することで、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。

精神障害のある方への地域移行支援、地域定着支援に関しては、自立支援協議会精神障害者部会において協議し、対象となる施設等への啓発活動や、担い手となる相談支援事業所への働きかけを行い、対象となる方が適切にサービスを受けられるよう努めます。

## (5) 障害児支援

### 【児童発達支援】

就学前の子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

### 【医療型児童発達支援】

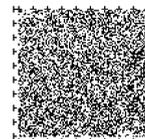
就学前の子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

### 【居宅訪問型児童発達支援】

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

### 【放課後等デイサービス】

就学中の障害のある子供に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。



### 【保育所等訪問支援】

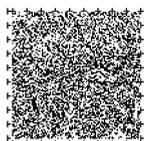
保育所等を現在利用中の障害のある子供、又は今後利用する予定の障害のある子供が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等に対して訪問による支援を行います。

### 【障害児相談支援】

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	274	348	352	396	445	500
	人日/月	3,185	3,737	3,941	4,457	4,824	5,238
医療型児童発達支援	人/月	—	—	0	—	—	—
	人日/月	—	—	0	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	2	3	4
	人日/月	0	0	0	8	12	16
放課後等デイサービス	人/月	615	693	680	720	750	780
	人日/月	6,940	7,889	8,098	8,124	8,463	8,801
保育所等訪問支援	人/月	9	14	7	10	11	12
	回/月	10	14	8	11	12	13
障害児相談支援	人/月	68	86	99	100	110	120



## 【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置】

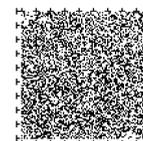
医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	0	2	2	2	2	2

### ② 見込量確保の方策

サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

今後も、利用ニーズの拡大が想定されますが、障害児相談支援等により利用ニーズを把握するとともに、他のサービスも組み込んだ障害児本人のための支援計画を作成することにより、適切なサービス提供に努めます。



## (本市における障害のある児童に対するその他の支援体制)

### ① 障害のある児童の放課後児童クラブへの受け入れ

障害のある児童について、利用の希望がある場合は、受け入れるための支援員の加配や研修の実施等により、可能な限り受け入れに努めます。

箇所	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
受入れクラブ数 (全体)	27 (63)	38 (80)	43 (84)	40 (89)	40 (93)	47 (94)

※資料:和歌山市教育委員会 青少年課 各年度4月30日現在

### ② 各保育所・認定こども園の保育士への専門職員による巡回指導等の実施

障害児の保育・療育向上のため、集団保育が可能な幼児が安心して入所できるよう、専門職員による巡回指導や障害児保育研修を行うとともに、関係機関等との連携を深めながら、障害児保育の充実を図ります。

回数	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
回数(年2回) (全保育所数-全認定こども園数)	122 (54-7)	124 (51-11)	124 (43-19)	116 (41-21)	99 (39-24)	65 (32-30)

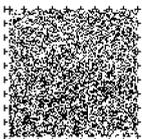
※資料:和歌山市保育こども園課 各年度4月1日現在

### ③ 幼稚園(公立)への訪問指導等の実施

教育活動の充実と特別な支援や配慮の必要な幼児が安心して園生活を送れるよう、教育委員会から訪問による指導や支援を実施しています。また、全幼稚園教員を対象に特別支援教育研修を行うとともに、関係機関等との連携を深めながら、特別支援教育の充実を図ります。

回数	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
回数(年2回) (幼稚園数)	26 (13)	26 (13)	26 (13)	26 (13)	26 (13)	22 (11)

※資料:和歌山市教育委員会 学校教育課 各年度4月1日現在



## 4 地域生活支援事業の見込量

### ① 必要な量の見込み

#### 【必須事業】

#### I. 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行います。

#### II. 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

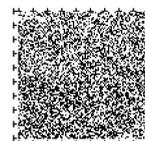
#### III. 相談支援事業

##### （ア）障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

##### （イ）基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。



サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	5	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	2	2	2	2	2

#### IV. 成年後見制度利用支援事業

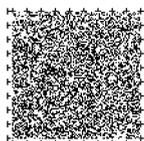
障害福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害のある人、精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	1	6	6	6	6

#### V. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などに取り組みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施



## VI. 意思疎通支援事業

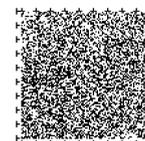
聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	人/年	453	429	284	462	465	467
要約筆記者派遣事業	人/年	174	210	127	163	164	165
手話通訳者設置事業	人/年	5	5	5	5	5	5
代筆・代読ヘルパー派遣事業	人/年	2	8	9	9	9	9

## VII. 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	18	33	42	35	35	35
自立生活支援用具	件/年	202	183	191	211	213	214
在宅療養等支援用具	件/年	106	94	102	109	110	111
情報・意思疎通支援用具	件/年	151	155	96	130	131	131
排泄管理支援用具	件/年	10,635	10,833	10,868	10,967	11,060	11,140
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	23	14	18	19	19	19



## VIII. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業（養成講習延受講者）	人/年	118	188	145	160	160	160

## IX. 移動支援事業

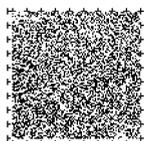
屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	647	680	603	680	700	720
	時間/年	50,311	54,506	47,952	54,506	56,109	57,712

## X. 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等が適正かつ円滑に実施されるための機能強化を図ります。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	8	7	7	8	8	8
	人/年	502	505	501	528	531	533



## ② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいるため、今後は利用が促進されるよう、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

障害のある人に対する虐待等の防止に向けて関係機関の連携を図るとともに、成年後見制度を活用するなど、人権擁護に努めます。

意思疎通支援が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等へ働きかけ、手話奉仕員の研修の参加を促進し、人材を確保します。

障害のある人の生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービスの利用状況の把握を行うとともに、適切な事業運営に努めます。

### 【任意事業】

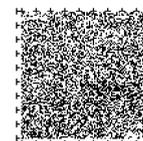
#### I. 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害のある人を対象に、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

#### II. 日中一時支援事業

活動場所が必要な障害のある人等を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	箇所	3	4	3	3	3	3
	人/年	11	11	14	14	14	14
日中一時支援事業	箇所	14	12	8	8	8	8
	人/年	115	117	71	80	80	80



### Ⅲ. 社会参加支援事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や音訳により、市報を定期的に提供します。

また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなど、障害のある人への支援により、社会参加を促進します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加支援事業							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	139	59	— ※	80	80	80
点字・声の広報等発行事業	人/年	99	93	93	122	123	123
奉仕員養成研修事業	人/年	16	32	25	26	26	26

※新型コロナウイルスの影響により中止

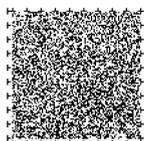
#### ② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいる事業については、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

今後も一定のサービス提供を行うとともに、利用希望者に対応できるよう、各サービスの提供体制を構築します。

障害のある人のスポーツやレクリエーションを通じて健康の保持・増進を図るとともに、社会参加ができるよう、参加しやすいプログラムの充実や支援体制の構築に努めます。

障害のある人の「完全参加と平等」に向けて、日常生活の障壁を少しでも取り除けるよう、任意事業においても、点字・声の広報等発行事業を通じて支援に努めます。



## 【中核市実施事業】

### I. 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

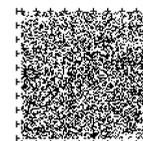
### II. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

### III. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業							
手話通訳者	人/年	21	11	11	20	20	20
要約筆記者	人/年	17	11	9	18	19	19
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	2	4	4	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	888	902	692	901	907	911





## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 庁内の推進体制

本計画は、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、労働等、多様な分野にわたる施策の展開が必要となります。本計画を着実に進めていくため、和歌山市の関係課をはじめ、関係機関等と連携しながら、計画を推進します。

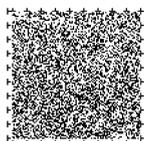
### 2 地域の各種団体との連携

障害のある人一人ひとりに応じた自立と社会参加を進めるためには、障害や障害のある人に対する理解や地域の協力が重要となります。そのため、和歌山市だけでなく、市民、社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員や地域団体、障害者団体、障害者相談員、人権委員、ボランティア団体、サービス提供事業所、企業等と連携しながら、地域への啓発を進め、計画の着実な推進を図ります。

### 3 国・県等との連携

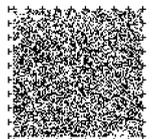
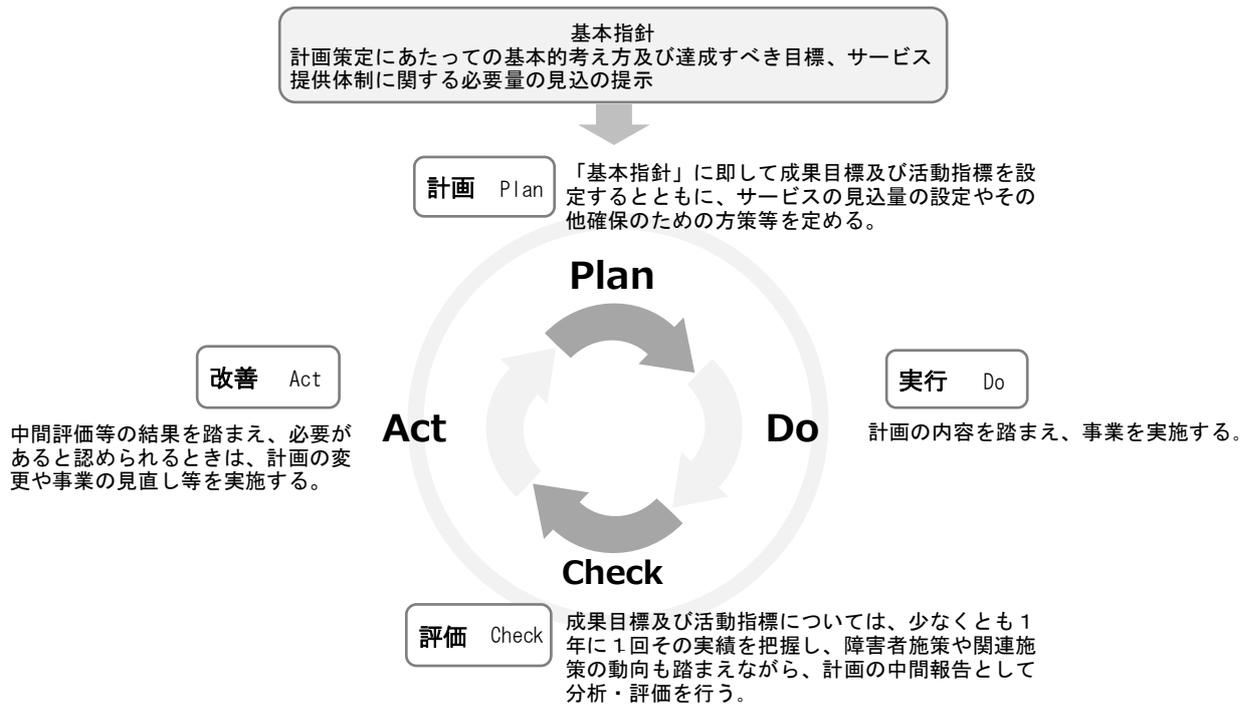
本計画の推進にあたっては国及び県の動向を踏まえ、適切な施策展開を図ります。また、障害福祉サービス等にかかわる人材の養成などについては県と連携しながら、推進します。

一方、制度や障害支援区分の認定審査などに関する問題点が生じた場合は県を通じて、国へ改善を要望していきます。



## 4 計画の進行管理

障害福祉計画の着実な推進を図るため、計画所管課である障害者支援課において進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて和歌山市自立支援協議会から意見を聴取し、和歌山市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会で計画の評価・点検を行い、一連のサイクル（PDCAサイクル）によって計画の達成を目指します。





## 資料

### 1 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 本市に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

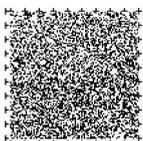
- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の案について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施状況の監視
- (4) その他障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画の策定又は変更のために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者に関する団体が推薦する者
- (2) 障害者福祉及び医療に関する職務に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者福祉に関する学識経験を有する者
- (5) 市民
- (6) その他市長が必要と認める者



(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉局社会福祉部において処理する。

(委任)

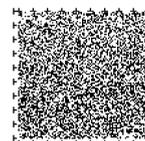
第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

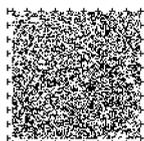
この条例は、平成30年3月2日から施行する。



## 2 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画 策定委員会委員名簿

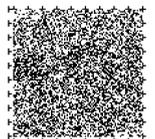
(50音順・敬称略)

	氏名	ふりがな	役職名等
委員	市川 博康	いちかわ ひろやす	和歌山市民生委員・児童委員協議会会長
委員	稲垣 美千代	いながき みちよ	市民代表（公募委員）
委員	岩橋 秀樹	いわはし ひでき	和歌山市障害児者父母の会会長
委員長	江田 裕介	えだ ゆうすけ	和歌山大学教育学部教授
委員	北出 賀江子	きたで かえこ	和歌山市ボランティア連絡協議会会長
委員	佐竹 重紀	さたけ しげのり	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長
委員	佐谷 美津子	さたに みつこ	和歌山市人権委員会連合障害者の人権部会長
委員	武内 正晴	たけうち まさはる	和歌山市小学校長会代表
委員	土井 邦夫	どい くにお	和歌山市手をつなぐ育成会会長
委員	中江 聡	なかえ さとし	公益社団法人和歌山県病院協会理事
委員	野村 康晴	のむら やすはる	一般社団法人和歌山市医師会会長
委員	畠中 常男	はたけなか つねお	和歌山市身体障害者連盟会長
委員	濱畑 敏行	はまはた としゆき	和歌山公共職業安定所所長
委員	古井 克憲	ふるい かつのり	和歌山大学教育学部准教授
副委員長	森田 昌伸	もりた まさのぶ	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会会長
委員	山本 耕平	やまもと こうへい	精神障害者社会復帰連絡協議会副会長
委員	和田 富子	わだ とみこ	NPO 和歌山市精神障害者家族会「つばさの会」理事
委員	和中 善之	わなか よしゆき	市民代表（公募委員）



### 3 策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和元年 8月30日	令和元年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期和歌山市障害福祉計画及び第1期和歌山市障害児福祉計画の進捗状況について</li> <li>第5期障害者計画等に係るアンケート調査票について</li> <li>その他</li> </ul>
10月4日～ 10月25日	和歌山市障害者計画等策定のための アンケート調査の実施	<p>【対象者】</p> 身体障害者手帳所持者：1,500人 療育手帳所持者：1,000人 （18歳以上 500人、18歳未満 500人） 精神障害者保健福祉手帳所持者：500人
令和2年 2月6日	令和元年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期和歌山市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況について</li> <li>障害者計画等策定のためのアンケート調査結果報告書、及びヒアリング調査結果について</li> <li>その他</li> </ul>
7月22日	令和2年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期和歌山市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況について</li> <li>第5期障害者計画の骨子（案）について</li> <li>その他</li> </ul>
12月25日	令和2年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（素案）について</li> <li>その他</li> </ul>
令和2年 12月28日～ 令和3年 1月26日	パブリックコメントの実施	
令和3年 2月16日	令和2年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（案）について</li> <li>その他</li> </ul>



## 4 用語説明

	あ行	
--	----	--

### ○アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所へ赴いて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合にはこうしたアウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要である。

### ○一般就労

雇用契約を結んで企業へ就職する雇用形態を指す。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。

### ○医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要なとする障害児のこと。

### ○インクルーシブ教育システム

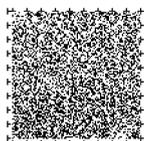
人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

### ○NPO

「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略。社会貢献等を目的に、非営利の公益事業や市民活動を行う組織。「特定非営利活動促進法（NPO法）」が平成10年に制定されており、この法律に基づき法人格を取得した組織をNPO法人という。

### ○オストメイト

ストーマ（手術によって便や尿を排泄するために腹壁に造設された排泄孔）が造設されている人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。



### ○基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

### ○グループホーム

地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。障害者向けグループホームは、障害福祉サービスにより、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。

### ○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

### ○高次脳機能障害

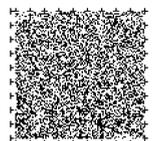
交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。

### ○合理的配慮

障害のある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

### ○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人の在宅療養等を支援する用具。



## ○児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

## ○社会的障壁

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、観念等のこと。具体的には、利用しにくい施設、利用しにくい制度、障害のある方の存在を意識していない慣習、障害のある方への偏見などを指す。

## ○障害支援区分

平成26年4月1日施行。障害程度区分に替わり、障害のある人等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

## ○障害者権利条約

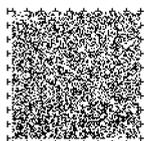
身体や精神などに長期的な障害がある人への差別撤廃や社会参加促進を目指し、平成18年に国連総会で採択された。職場で「合理的な配慮」を受けられるよう締約国に立法行政上の措置をとることも求めている。日本は平成19年に署名し、条約批准に向けた国内法整備の一環として平成23年7月に改正障害者基本法が成立。事業主が障害のある人の特性に応じた適正な雇用管理に努めることが義務づけられた。

## ○障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障害者福祉の増進を図るため、12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の障害者基本法改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

## ○情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。



## ○自立支援医療

従来の更生医療、育成医療及び精神通院医療による医療費助成について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。

## ○自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目標として、障害児者の福祉・医療・教育・雇用に関わる関係者が集まり、地域課題や取り組みなどについて協議を行う。

## ○自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

## ○成年後見制度

知的障害、精神障害や認知症のために判断能力が不十分な人の人権や財産権、公民権等を保護することを目的として民法で定められている制度。福祉サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為を家庭裁判所等により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、代行する。判断能力が十分なうちに後見人と契約を結び、判断能力が衰えたときに備える「任意後見」と、判断能力が衰えた後に家庭裁判所への申し立てをして後見人を選ぶ「法定後見」がある。

---

	た行	
--	----	--

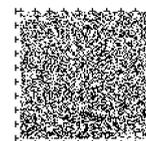
---

## ○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

## ○地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。



## ○地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができることを目的に、市町村及び都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な実施が可能である事業。

## ○地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

## ○特別支援学級

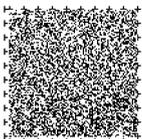
特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

## ○特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害のある方、聴覚障害のある方、知的障害のある方、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。平成 18 年の学校教育法の改正により創設された。

## ○特別支援教育

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児、児童、生徒の支援を充実していくこととなった。



### ○難病患者

平成25年度から障害の範囲に含まれるようになった。難病とは、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

### ○日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

知的障害、精神障害、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助などを行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。平成19年度より「地域福祉権利擁護事業」から名称が変更されている。

### ○日常生活用具

障害者（児）や難病患者の日常生活をより円滑にするための用具。

### ○排泄管理支援用具

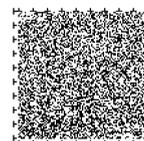
ストーマ用装具などの障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品。

### ○発達障害

脳の機能的な問題が関係して生じる疾患であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害が発達期にみられる状態。

### ○バリアフリー

障害のある人や高齢者等が活動するうえで、都市構造や建築物等に存在する障害（バリア）を取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープ等の設置、読みやすい大きな文字や点字での表示等。また、偏見や差別意識の除去という意味で、「心のバリアフリー」という言葉も用いられる。



## ○ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得するプログラム。

## ○ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

## ○法人後見

法人が成年後見人として業務を担うこと。

## ○補装具

義肢や車椅子、義眼や補聴器など、障害のある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

---

	ま行	
--	----	--

---

## ○メンタルヘルス

メンタルは「心の」「精神の」、ヘルスは「健康・保健」という意味であり、一般的には「こころの健康」と訳される。

---

	や行	
--	----	--

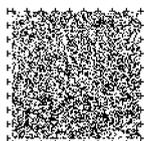
---

## ○ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者等にやさしいものは誰にでもやさしいものであるとの考え方のもと、はじめから「バリア」をつくりださないことを目的としたデザイン。バリアフリーが、「バリア」を除去するという考え方であるのに対し、その考え方をさらに一歩進めて当初から「バリア」のないデザインをめざすもの。

## ○要約筆記者

話の内容を要約しその場で文字にして伝えることで、聴覚障害者、特に手話習得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーションを支援する人。

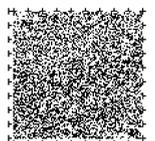


## ○ライフステージ

人の一生において、共通の特色をもった年齢層を人生の階級として区分したもの。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった区分が一般によく用いられる。また、ライフサイクルといった用語もあるが、こちらは人間の誕生から死にいたるまでの一生の過程のことであり、個人ではなく、人間全体の流れに主眼がおかれている。

## ○リハビリテーション

障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本理念となっている。





---

第5期和歌山市障害者計画  
第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

令和3年3月発行

編集・発行 和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課  
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地  
電話 073-435-1060 FAX 073-431-2840

---

